

令和5年第4回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和5年 12月 5日

本日の会議 令和5年 12月 7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

2番 藤田明美議員	3番 岡田義晴議員	4番 八木亮三議員
5番 松林敏議員	6番 西田健議員	7番 浦川圭一議員
8番 中村美穂議員	9番 安部都議員	10番 金子恵議員
11番 山口憲一郎議員	12番 堤理志議員	13番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

欠席議員

1番 堀 真 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 任	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
企画財政部長	村田ゆかり君	建設産業部長	山口新吾君
住民福祉部長	宮崎伸之君	健康保険部長	森川寛子君
水道局長	渡部守史君	会計管理者	田中一之君
教育次長	山本昭彦君	教育委員会理事	鳥山勝美君
総務課 長	荒木 隆君	秘書広報課長	大山康彦君
契約管財課長	永野英明君	政策企画課長	中村元則君
財政課 長	北野靖之君	税 務 課 長	和田 弘君
土木管理課長	山崎禎三君	産業振興課長	永石大祐君
福祉課 長	川内佳代子君	こども政策課長	宮司裕子君
介護保険課長	村田佳美君	教育総務課長	久原和彦君
生涯学習課長	中尾盛雄君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時24分



○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告順6、浦川圭一議員の①給食食材の購入に係る契約の実態について、②町特別職報酬等審議会の定期的な開催についての質問を同時に許します。

7番、浦川圭一議員。

○7番（浦川圭一議員）

おはようございます。早速質問をさせていただきます。大きい①番でございます。給食食材の購入に係る契約の実態について。本町が発注する建設工事などについては、法に基づき一定の条件の下、発注見通し、入札結果など指名理由および契約内容等の公表が義務付けられていますので、その状況についてはおおむね知ることができますが、学校給食費における賄材料費約1億8,500万円、これは当初予算ベースでございますが、それに関連する契約については一切知ることができません。今後の予算決算の議案審査の参考とすべく、質問いたします。1点目、本年4月以降、公会計での運用になって以降、食材購入に関する入札の件数と契約金額が高い順3件について、契約額と品目を示していただきたいと思えます。2点目でございます。50万円を超える随意契約はあるのかどうか伺います。3点目、単価契約で行う事案があると聞きますが、どういう食材を対象としているのか伺います。4点目、食材の購入については、町財務規則、町学校給食費条例、町学校給食費条例施行規則、町学校給食運営委員会規則、町学校給食用物資の調達に関する要綱などにより運用がされているものと考えますが、公会計からの移行後、条文等と運用の整合は取れているのか伺います。

大きい2点目でございます。町特別職報酬等審議会の定期的な開催について。長与町特別職報酬等審議会規則によりますと、「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする」という定めがあつて、なおかつその審議会の委員5人を任命することとなっているようです。町長の専権事項であります会議の開催について、議員が述べるのも適當ではないのかもしれませんが、あくまでも会議の開催を求めるものではありませんのでご理解いただきたいと思えます。そこで提案ですが、1年もしくは2年、または3年に1回開催するなど定期的に開催するということを決めて、その時々で額の妥当性を確認するというにしておけば、町長においても適切な対応ができるのではないかと考えております。いかがでしょうか。答弁願います。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります浦川議員のご質問にお答え

したいと思っております。なお、1番目の質問につきましては所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは2番目のご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、特別職報酬等審議会に関するご提案を頂きました。誠にありがとうございます。この審議会につきましては、ご案内のとおり議会の議員報酬ならびに町長、副町長および教育長の給料の額に係る審議および意見の答申を行う機関でございます。これまで地域の実情や社会経済情勢の変化に伴い、あるべき報酬や給料の水準などにつきましてご審議をいただいております。平成2年以降おおむね2年ごとに報酬等の額につきまして見直しを行い、引き上げを実施してまいりましたが、平成12年の改定後、経済の長期低迷が続いていたことから据え置きとしておりました。平成23年に特別職報酬等審議会を開催しましたが、報酬額の額については据え置きとの結論であり、その後も社会経済情勢の好転が見られないことから、審議会を開催せず据え置きとしたところでございます。このような経過につきましては、県内市町の状況なども参考に対処してきたものでございますが、今後とも社会経済情勢の変化を的確に捉えつつ、審議会の定期的な開催も視野に入れまして、運営の在り方について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

浦川議員の1番目給食食材の購入に係る契約の実態についての1点目、食材費購入に関する競争入札の件数と品目のご質問につきましてお答えいたします。本町の学校給食は、これまで学校や共同調理場ごとの私会計を改め、本年度より児童生徒の保護者等および教職員等から徴する学校給食費を、町の会計に組み入れる公会計制度に移行しております。食材費をはじめとする学校給食用物資の調達に関しましては、長与町学校給食用物資の調達に関する要綱にのっとり、登録申請が認可された納入業者による競争入札、あるいは納入業者との随意契約を行っております。本年4月から11月までの8カ月間における競争入札の件数につきましては、米と調味料の計2件となっております。その他の食材につきましては随意契約を行っておりますが、年間を2期または3期に分け、それぞれに納入業者から見積書を徴するとともに、実際の市場価格を調査した上で、適正な価格、適正な支出となるよう価格決定会議で協議し、食材ごとに単価契約を結んでおります。次に、契約金額上位の契約額と品目でございますが、給食のない8月を除きまして4月から10月までの納入業者ごとの契約の合計金額上位3件につきましては、最上位は3,343万8,068円の冷凍食品を扱う納入業者との契約になっております。続きまして3,260万6,978円のパンと牛乳を扱う納入業者との契約、次に705万8,313円の精肉を扱う納入業者との契約になっております。次に2点目、50万円を超す随意契約の有無のご質問につきましてお答えいたします。1点目の答弁で述べま

したように競争入札で契約している食材は米と調味料でございますので、その他の食材は全て随意契約となっております、年間を通しますとパン、牛乳、冷凍食品をはじめほとんどの食材費は50万円を超えることとなります。次に3点目、単価契約の対象食材のご質問につきましてお答えいたします。学校給食用物資の調達に関しましては、一定期間を定めて行う継続的給付契約であり、契約当初に実数量を確定できるものではないため、その全ての食材が単価契約の対象となっております。最後に4点目、食材購入に係る実際の運用と規則等との整合性のご質問につきましてお答えいたします。長与町学校給食費条例、同条例施行規則は、学校給食の公会計化に先立って制定されたものであります。また、1点目の答弁で述べましたように、食材費をはじめとする学校給食用物資の調達に関しましては、長与町学校給食用物資の調達に関する要綱およびその他関連例規の通り運用しており、規則等との整合はおおむね取れているものと判断しております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

今回の質問は、適正に法令順守に基づいた発注契約が行われているという思い込みで、そういう前提でこの質問をちょっと書いたんですが、今のちょっと答弁を聞きますと、そういうことで1点目については私は、相当多く入札が行われているのかなというような気がしたんですけども、入札は2件だけで米と調味料だけだということ。そしてあとは随意契約もほとんどが年間50万円以上の随意契約になるというようなことも言われておったんですけども、全て単価契約で行っているようなことも今言われて。そういう中でちょっとじゃあ質問をさせていただきますけども、50万円以上の随意契約についての根拠といいますか、一定施行令の中に50万円未満については随意契約でできる、無条件にできるということで財務規則の中にも金額を示してあるんですけども、50万円以上の随意契約については地方自治法施行令の167条の2の第1項2号から9号までの間に、こういった場合はできますよと示してあるんですが、これのどの部分に当たるのかその根拠をちょっと示していただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員が心配されている50万円を超える随契ができるのかってところで、地方自治法施行令第167条の2、第1項第1号の1号随契であれば50万円を超えるものではないとされておりますが、2号から9号まではできるというところでございます。学校給食用物資の調達に関しましては、この2号随契に当たると判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

2号については、第1項の2号ですよね、不動産の買い入れまたは借り入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工または納入に使用させるため必要な物品の売り払い、その他契約で、そういうものなんですよ。だから、給食の食材の購入にはこれは該当しないと思うんですが。該当するんですかね。今で言えば2号というのは間違いないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

条文に書かれているものにつきましては例示と捉えております。そこで、学校給食用の物資につきまして、物品の1つと捉えて金額が制限のない随契ができるものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

ちょっと、その解釈の違いが。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員に申し上げます。マイクを通して発言をお願いします。

○7番（浦川圭一議員）

そのちょっと解釈の違いがあるようでございますけども、随意契約、そんなに随意契約、財務規則を見れば基本的には50万円を超えれば競争入札かなということで思っていたものですから。分かりました。その随意契約の理由をそういうふうにかけてやられてるといのは分かりましたけども。ほとんどがもう随意契約で、全て単価契約を行っているということなんです。単価契約を行う場合のちょっと疑問があるんですが、この予定価格等については、どの基準をして書かれているのか。例えば単価契約、単価を基準に決裁区分に応じてその責任者が書いているのか、それともある程度総額を見込んで、その額に応じて予定価格が書かれているのかですね。そこら辺をちょっと教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

予定価格の設定の主な目的は、予算を上回る支出の抑制と提出された入札書または見積書の金額の妥当性の検証にあると承知しております。学校給食は保護者等の受益者が負担する給食費でその全てを賄っており、1食当たりの単価に基づいて献立を作成し、それに見合う食材の調達を行っているため、残予算に合わせた支出が可能となります。よって、予算額を超過する支出は抑制がなされているとの認識でございます。また、そ

の予定価格につきましては、実際の市場価格、教育長の答弁にもありましたように市場価格を参考にさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

予定価格は作っていないということなんですかね。そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

市場価格との照らし合わせっていう形で、事後的にはなりますが、市場価格を参考にさせていただいておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

昨年9月に私同様な質問をしとるんですが、その時の教育長の答弁で、「学校給食が公会計された場合、給食用物資の購入に当たっては、長与町財務規則に基づいて購入する必要があります」、こういう答弁をされているんですね。財務規則に基づいてという財務規則を読みますと、予定価格については、95条の2項なんですが「総額について定めなければならない。ただし単価についてその予定額を定めることができる」ということで、定めなければならないということが書いてあるんですよ、きちんと。1点ちょっと、私もそういう単価契約とかあんまり経験がないもんですから教えていただきたいんです。見積もりを徴収するわけですよ、見積もりは徴収されるんですよ。その時にその見積もり額が、さっき何かの市場価格とかなんとかと言われてたようですが、その価格が適正かどうか、何と比較してこれで結構ですよってことを決められるんですか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

市場価格につきましては、生鮮野菜等であれば卸売中央市場での価格等を参考にさせていただいておるところでございます。また、長与町学校給食用物資の調達に関する要綱第6条のただし書きに「物価の変動が著しい生鮮食料品、その他の物資については、見積書を徴し、価格会議で協議の上決定することができる」とされており、学校給食用食材の調達につきましては、先ほども述べましたけれども、事後的に学校教育課職員と町立学校の栄養教諭で構成する価格決定会議にて提示された価格の検証を行っておるところでございます。よって、一定程度財務規則と異なる手続きが許容されるとの認識で

ございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

予定価格を比較しないで契約をするっていうのは私初めて聞いたんですけども。どう聞けばいいですかね、例えばさっき一番大きい、随契ですかね、冷凍食品で3,300万円程度の随契をされていたと。これ契約者は誰とする、町長ですよ。誰が契約者になっているんですか。わけ分からんように今ちょっととなっているんですが。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

契約書におきまして、契約は町長名で行っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

町長が行う契約について、これも総額じゃなくて単価で見積もりを取って、掛ける数量で3,300万円ぐらいの契約になっているということ。契約自体は単価契約なんですかね。契約自体は単価契約、単価契約書というのを交わすわけですね、じゃあ。その時に町長は書かれるんですかね、予定価格は。先ほど言った市場価格でということですかね、書かれないんですかね。書かれない。そういうことはないだろうと今思っているんですが。契約の、どうですか、予定価格は必要ないんですかね、そういう場合に。町長がそもそも3,000万円ぐらいの契約をするのに、関与していないっていうのがおかしいですよ。おかしいと私は思っているんですよ。公会計になって、相当やっぱり煩雑になっていると思って聞いているんですけど。やっていること今までと全然変わってないみたいなんですよ、こっちの教育委員会の方は。私会計でやっていた時とですね。だから私もずっと相当煩雑になるだろうと思って、私会計のままでいいじゃないですかということで、ずっと何回か言ってきたところなんです。今のちょっともう、私たちと考え方の次元が全然違うなという感じで聞いとるんですけど。どうなんですかね、3,000万円そこらレベルの契約をする場合に、その契約の伺いなんかも町長には上がらんわけですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

これまで4月からの食材調達につきましての契約の伺いにつきましては、町長まで上がっていない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

事務専決規程というのがありまして、町長の決裁事項というのがあるんですね、例規集の中に。ここに「町長の重要な事項および異例な、若しくは」といって続くんですが、それは全て町長の決裁を経なければならないというのが示してあるんですよ。重要な事項というのが何かといたらですね、契約価格が500万円以上の契約ということになっているんですね。そういうものをいくら単価でやるからといって、総額は3,000万円ぐらいになるんだといったところですね、町長に決裁は上げない、予定価格も書かないような契約があり得るんですかね。そこら辺、契約担当のそのの所管の、もし、どうか分かりませんか、そこら辺。

○議長（安藤克彦議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

契約管財課の方で単価契約している分を例に申し上げますとガソリンとかコピー用紙がございますけれども、それについては設計ですね、設計単価これ市場単価を参考に設定しまして、それに予定数量を掛けた分を見込みまして、それに基づく金額をはじき出して、予定価格調書の作成をしているところでございます。理由としましては、先ほど理事からもありましたように単価契約といっても歳出の予算の制限がございますので、そういうふうにさせてもらっている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

今の答弁は総価契約でやってるんだというようなことを言われたのかなと思うんですが、基本、総価契約で行うのが行政の契約の基本なのかなというふうなことは思うんですが、全てほとんどが単価契約でやってるんだというようなこと、ここ自体もちょっと私は考え方として違ってんじゃないのかなと思っておるんですけども。どうなんですかね。町長がそういう大きな契約にも一切関与していない、そこら辺は問題ないんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

4月からの運用につきまして、一定程度町の財務規則との異なる手続きが許容されると判断しまして運用してきておりますが、今回、浦川議員よりご指摘いただいた内容を含め、給食関連例規およびその他の例規との整合性を再度確認いたしまして、学校給食事業の特殊性を反映した形での例規の改正につきまして、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

この件、3点目までについてはちょっと私も予想外の答弁でしたので、あまり質問もちょっとうまくできないでおるんですが、そこは今言われたようにもう1回検討していただくということで。あとこの4点目について、規則とか条例とかここに関する分の整合が取れているのかというところで、ちょっと質問をさせていただきます。まず、学校給食運営委員会規則。これがですね、この運営委員会で所管事項というのが2条に示してありまして、教育委員会の諮問により掲げる事項を審議するというのが書いてあるんですけども、この審議する内容の中に給食費の徴収に関する事項とか、給食会があっせんする小麦粉以外の物資の契約納入に関する事項とか書いてあるわけですよ。これ、公会計になってもこのとおりなんですかね。給食費の価格とかをここで運営委員会が決めるんですかね。ちょっとそこを疑問に思って、このよくよく見たら規則のできた日付が、先ほど教育長の答弁の中には以前からあるんだというようなこと言われていたんですけども、昭和48年にできているんですね。そして63年の4月1日に1回見直しはあっているようなんですが、それでも三十何年たっているわけですよ。そして今度公会計になったわけですよ。私、こういうもう規則は破棄して新しく作るなら作るべきじゃなかったのかなという感じでおるんですが、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

学校給食運営委員会につきましては、私会計の頃から存在している委員会でございます。特に保護者の方にも参加していただきまして、学校給食費の額等の妥当かどうかというところの意見を頂いていた委員会でございます。浦川議員からご指摘いただきましたとおり、私会計の部分等の名残も残っておりますので、これにつきましても見直し、改善を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

そしたら、ぜひ見直しをお願いします。それと次、まずこの長与町学校給食用物資の調達に係る要綱、これに基づいて購入しているんだということを先ほど教育長の答弁の中にあっただんですが、これもですね、教育長主体、これも私会計の時の平成29年に作られたようなので、この中を見ますとやっぱり教育長が主体になった運営に書かれてるんですよ。教育長は学校給食用物資納入業者から物資の納入を行うとか、教育長は何々とか書いてあるんですね。それで一番ここで私が大体ここを読みよって今回の質問に至ったわけですが、入札執行通知の提出者が教育長になっているんですよ。入札書の宛名

が教育長になっているんですよ。契約担任者は公会計になって恐らく私は町長だと思っているんですね。だから町長で案内を出して、町長宛てに入札書を頂くべきだと思っているんですが、今、このとおり教育長で案内を出して、教育長で入札書を頂いているんですかね、ここの要綱どおりに。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在は要綱どおりで教育長名で出しているところですが、今の点につきましても先ほどと同様に、実際の実情に合った形のものになるよう見直し改善を図ってまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

「現在は」ってすれって言われましたけども、完全にやり方が間違っていますよね。4月以降、そこら辺がやっぱり移行するに当たって、ほとんど何もやってなかったんじゃないですかね。相当私はご苦労されるだろうなと思って心配も大分したんですけども、できるんだということで、まあ覚悟をもってやられたもんだと思っていたんですが。何らやってることあんまり変わってないみたいだなという感じでおるんですけども。分かりました。ここら辺も見直して、作り直すべきは作り直していただきたいと思います。それと、その登録業者が昨年9月時点で17業者おられるということでお聞きしているんですけども、これは今どれぐらいいらっしゃるのか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現在は18業者になっております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

18業者で競争原理が働くのかという心配をするんですよ。18業者の中でも例えば肉の専門であったりとか野菜の専門であったりとかいろいろ分かれてると思うんですね。18業者どの分野にでも入札することができるんだとかというのであれば、例えば入札も18人で組めるんでしょうけども、ほとんど随契というとはそういうところも影響してるのかなと思うんですが、ここはどうなんですかね。年間やっぱり1億8,000万円ぐらいの契約、買い物をする中で、ほとんど競争が働いていないんじゃないかなという印象を持つんですけども。これぐらいの業者で運営をする方は少ない方がやりやすいのかもしれないんですけどね。例えば入札とかを対応していくとなると、とてもじゃ

ないですけどできないですよ、これぐらいの業者では。数ではですね。そこら辺はどうなんですか。広げる、ちょっとこう数を増やすとかなんとかというのは考えはないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

登録していただく納入業者につきましては広く公募をかけております、ホームページ上等々ですね。1カ月間公募期間を用意しましてお願いしておりましたところ、18業者の登録にとどまっているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

先ほどの単価契約にちょっと戻りたいと思うんですが、単価契約ですね。途中申しましたように、基本、行政の基本の契約ってのは総価で行うべきだというふうに思っているんですが、それ総価契約でできない理由って何かあるんですかね。総価契約で例えば先ほど3,000万円程度の契約についても、3,000万円程度の額を出して、そこに予定価格を書いて入札で臨むというのはやっぱりこれが一番適正なやり方じゃないのかなと私は思うんですよ。小さい単価にしてるから、町長の予定価格も取らない、決裁も上げない、実際幾らで契約しているか契約金額は分かりませんが、実際取引価格が3,000万円ぐらいあるんだなんていう話は、これはあり得ないと私は思うんですね。だから、そういう中で、どうですか、他の教育委員会以外の部署で単価契約っていうのはあるんですかね、行政の中で。

○議長（安藤克彦議員）

契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

単価契約については先ほど申し上げましたようにガソリン、コピー用紙、うちの方ではそういったものがありますし、他の課でもあるとは思いますが、うちについては先ほど言ったように、議員おっしゃられたように総価契約で、それ以外のところが単価契約で予定価格を取っているかどうかというのはちょっと今のところ把握しておりませんので、そこまでしか申し上げられません。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

確かに単価契約の項目をいろいろネットとかで調べていきますと、ガソリンとかが出てくるんですよ。いくら使うか分からないから取りあえず単価で契約して、そしてその都度金額を払っていくというような形にしてるところあるんですが。食材っていったら

生徒の数も利用する先生の数も大体分かってるわけでしょ、全体で。そして単価が分かれば総量を出して、私は契約すべきじゃないのかと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

食材の調達につきましては、献立が決まってから、その献立に必要な食材、そしてその発注という形になります。献立が決まらないことには総量等想定することが非常に難しいものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

献立が決まってから発注すればいいんじゃないですか。総額を出して発注すると。今、献立が決まって、単価を見積もりで取って、契約を交わしているという状況なんでしょう。そこに掛ける何人で総額を出して、発注すればいいんじゃないですか。それ何か支障があるんですかね。そりゃ手間はかかると思いますよ。思いますけど、手間がかかるからやらないとかいう問題じゃないと思うんですよね。できないというだから理由というのがあればっていつて今お聞きをしてるんですが。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

契約を締結する上で、議員がお示しのとおり数量と単価それぞれを確定して行う総価契約が原則であるということは承知しております。国における財務規則に相当する予算決算及び会計令第80条の規定に「一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる」とされ、国においても数量が未定の場合においては例外的に単価契約を行っております。また、本町の財務規則第95条第2項にも同様の規定があるところです。よって、地方自治体にあっても単価契約が可能であると認識しております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

単価契約が可能であるということ、言われたとおりに書いてあるんですよね。その前段に原則、総価契約なんだということも書いてあるわけですよね。分かりました。やれるという説明はされてるんでしょうけど、どちらもやれるのであれば総価契約でやった方がいいんじゃないかということをおし上げてるんですが、ここはいくら聞いても多分答えは出ないのかなと。仮に単価契約をした時に、単価だけで契約書には全体の額と

かなんとかは分らんわけですよ。で、その支出はどうなるんですか。その単価に基づいた納品がされると思うんです。その都度、請求書をもって伝票処理して支出をするということなんですかね。そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

納入業者から頂く請求書を基に、おおむね月ごとに支払い、支出をさせていただいております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

全体が分からないので総額の支出負担行為というのは切られてないと思うんですけども、そういう請求書が上がってきた時に、支出命令は町長なのかなと思いますが、それを確認して実際支出されるのは会計管理者かなと思うんですけども、そこら辺何も問題なくできるんですかね。例えば3,000万円の実際、後々支出が控えておるといようなものに対して、1回納めたから幾ら分の請求書が来ましたと。大本の金額は何万円か何千円かそこら辺のレベルの契約書だと思うんですよ。そういうのが交わされてあって、伝票だけそんなどんどん上がってきた時に、何か責任を持った確認ができるのかなと思って。そこら辺何かありましたら教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

議員言われるとおり毎月そういった伝票が上がってまいります。野菜とか一般物資とか精肉とか、そういった形で伝票の方にはそれぞれ請求書が複数枚、かなりの枚数が添付されてきております。その分につきましては、全て1件ずつチェックをして、支払い行為を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

大体聞いて分かったんですが、私は債務負担行為の質問もいろいろな機会に一般質問とかでさせていただいてるんですが、今のような取り扱いになりますと、4月の入学式、始業式が終わった後すぐ今度はもう公会計ですから、4月にならないと動けないという実情があると思うんですが、そこは間に合うんですかね。4月になって見積もりを取って、契約して、発注して、随契であれば間に合うのかなっていう気もするんですが、そこら辺の対策というのは何かありますか。4月だけなんです。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

4月の給食献立につきましては2月に決定いたしますので、食材等は3月までには分かりますから十分間に合います。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

3月までに分かるんでしょうけど、実際動くのが公会計ですので、4月にならないと動けないんじゃないですかということで今質問しておるんですが、どうでしょうか。心配ないですかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

すいません、年度でしますので、債務負担行為を行いますので、債務負担行為で十分間に合うものと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

いや、その債務負担行為を利用していただければそれが一番すっきりいくのかなと思いつつながら私も考えておるんですが、そうであるならばこの議会じゃなかったのかなと思つておるんですが、いつのタイミングで考えておられますかね。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員がお示しのとおり十分な時間が必要である場合はこの12月議会だったと思うんですが、3月の議会でも十分間に合うものと学校教育課の方では判断しております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

分かりました。今の最後の答弁もちょっと納得はいきませんが、最後に教育委員会への質問については、私の感覚からすれば、どうしてもこの財務規則に適用した則した運用じゃないというふうな感じで感じておるんですね。先ほど途中出てきておりますけども、今一度この現状でのやり方とか要綱等も見直す、そういったものを検証していただいて、改めるべきは改めていただいて、物資の購入に努めていただければと思いますが、いかがですかね。改めるべきは改めていくということよろしいでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

今まで理事が答弁させていただきましたけども、給食に係る給食用の物資っていうのは、給食事業の特殊性もありますので、これまで要綱と照らし合わせて行ってきたわけでございますけども、議員ご指摘のように私の不徳のいたすところもありますので、その辺は規則の制定なり要綱を改正するなり、ルールをしっかりと決めて、今後給食公会計に合わせた形での例規の改正等を検討していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

浦川議員。

○7番（浦川圭一議員）

分かりました。次は2点目の質問なんですが、これについては議会だよりの9月号に議会運営委員会の調査報告書の中に、奈良県上牧町の事例として毎年報酬審議会を開き議員報酬を審議しているというような記事が載っております、これはいいことじゃないのかなと思って、それを参考に今回同様の質問をさせていただいたんですけども。町長も今後も適正な在り方について考えていくということで、それはもう町長の考えによってやれるべきだと思っておりますので、そこは町長の答弁だけで結構だと思います。ただあと1点ですね、先立って今回、2日前の全員協議会で報酬審議会が開催されたということを議会の中でお聞きしまして、初めてその時に知ったんですが、議長名で審議会の開催について要請をしていたとか、議会の方でしていたというようなことのご報告もあったんですけども、こちら辺は私ども何も、他の人は知っていたのかどうか知りませんが、全く知らなかったもんですから、後で聞かされてちょっとこうタイミング的に質問どうだったのかなというような気がしてるところなんですけども。この条例の目的が、この開催の目的が条例を議会に提出する時はこの審議会の意見を聞くものとするというこの前提があったもんですから、私もちょっと定期的に開催はどうかかなというような考えを持ちながら質問させていただいたところなんですけども。上牧町というところもどういう条例なのかなって調べてみたら、我が町と全く同じ条文だったんですね。それでありながら定期的にやっているというようなことでしたので、そこは参考までに述べさせていただいてこういう質問をさせていただいたということでご理解いただきまして質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩いたします。

（休憩 10時22分～10時35分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、金子恵議員の①遊び心のある住民主役のまちづくりについての質問を許し

ます。

10番、金子恵議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速、質問の方に入らせていただきます。今回は遊び心のある住民主役のまちづくりについてということで、多岐にわたった質問になりましたことをまずはおわび申し上げます。それでは通告書の方に入ります。住民が主役の町は、地域社会が協力し、ともに発展していく文化が根付いた町ではないかと感じています。コミュニケーションが活発、かつ全体が一体感を持ち積極的に参加することで住民同士が親睦を深め、地域全体の活力につながるものとも考えています。そこに遊び心を取り入れることで地域の見守りや子育て世帯への地域間での支援、高齢者への支援への参画、また、若者が住み続けるために必要な条件を備えた魅力的な町になるのではという期待も大きいです。その場合、行政の役割や関わりが重要になってくるのではと思われます。行政は住民福祉を向上させることが求められますが、そのためには住民ニーズや課題を正確に把握し、それに基づいて包括的な計画の策定や予算配分をするという責務があります。そこに住民の意見を取り入れることで、効果的で持続可能な解決策が生まれる可能性があると考えています。現況において住民の声を質問に変え、具体的に以下の質問をいたします。

1、本町にとって現在最大のプロジェクトである新図書館建設は、議会においても特別委員会を設置し協議をしているが、今後住民の声をどのように取り入れていくのか。2、潮井崎キャンプ場は、町内外から観光客が自然に親しみ、野外活動やレクリエーションを通じ健康および福祉の増進、また、交流人口の拡大に寄与する施設として管理を行う必要性から使用料を徴収しているが、1年が経過し住民の意向に沿った施設になっているのか。3、長与町公共施設等総合管理計画によると、老人福祉センター丸田荘は2000年に建設され、比較的新しいことから現状のままになっている。これまでもボイラー等の大規模修理を行った経緯もあるが、今後修理の必要に迫られた際の存続をどう考えているのか。4、コロナ禍において公共施設の利用制限が設けられるなど、住民が自由に利用できない時期が続いた。新型コロナ感染症が5類に移行したが、現在はどうなっているのか。また、公民館利用時の飲食はどうなっているのか。5、9月議会で福祉バスの存続について質問したが、住民の意見はないと困るという声を多く聞くことになった。その意向を聞き今後福祉バスを利用し活動してきた自治会やコミュニティ、老人会やサロン、子ども会や学校における野外活動などへの対応は考えていく必要があると思う。どのように進めていくのか。6、住民を巻き込み史跡や文化遺産の維持管理やイベントの企画に参加してもらうことで地域コミュニティの結束強化、郷土愛の醸成に寄与するのではと思う。また、これにより地域資源を大切にし、その魅力を最大限に引き出すことで、遊び心のあるまちづくりが実現するのではと考えるがどうか。7、住民の協力なしでは、どのようなまちづくりも滞ってしまう。さまざまな場面で携わる職員などの対応は適切か。以上7点を中心に質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、金子議員のご質問にお答えをさせていただきます。大きな1番目、遊び心のある住民主役のまちづくり、1点目が新図書館建設において今後、住民の声をどのように取り入れていくのかということでございます。先月11月23日には、8月に続きまして町民参加のワークショップを開催をいたしているところでございます。前半では建設予定地に線を引き、図書館や交流の場、多目的室など施設の広さなどを体感していただき、カフェの予定地ではコーヒーを提供するなど、楽しみながら現地体験ツアーを行い、その後、複合施設の使い方について考えるグループワークを開催をいたしたところでございます。今後もワークショップやイベントなどを通じまして周知、啓発を図り、複合施設を住民の皆さま方がどのように利用していきたいかなど、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えております。また、商工会や各種団体とも連携しながら、開館後の図書館、健康センター、交流などのにぎわいづくりにつきましても取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。潮井崎キャンプ場についてのお尋ねでございました。この潮井崎公園キャンプ場につきましては、本年4月よりキャンプ広場を使用する際には、使用料のご負担を利用者の方々をお願いをしているところでございます。これは、これまでの歳出額に対する歳入額の割合が1%以下と著しく低く、今後も適切な維持管理を行うには、受益者負担の観点を取り入れる必要があると判断したためでございます。有料化に際し実施をいたしましたアンケートにて、ご要望がございましたデイキャンプエリアの改修につきましては、劣化が認められた一部箇所の表土処理を昨年度実施をいたしまして、今年度は芝の張り替えを行うなどの取り組みを実施をする予定でおります。一方、サービスの質の向上に資する取り組みに関しましては、キャンプ場の魅力向上に必要不可欠であると認識しておりますが、施設など特にハードの面での取り組みには、多額の予算が必要になるなどの課題もございます。今後につきましてこれらの課題と向き合いながら、本施設の魅力アップのためさまざまな研究を続けてまいりたいと考えているところでございます。

3点目でございます。老人福祉センター丸田荘についてのお尋ねでございます。老人福祉センター「丸田荘」設置及び管理に関する条例には、「老人に健康で明るい生活を営ませるため、長与町老人福祉センター「丸田荘」を設置する」とございます。丸田荘におきましては、令和4年度に延べ2万3,639名の方が利用をされているところでございます。また、長与町社会福祉協議会が設置をしておりますデイサービスもございます。週に5日間、高齢者の方が通ってこられ、脳トレや軽運動、入浴サービスなどを楽しまれております。このようなことから丸田荘は、高齢者にとって引き続き楽しんでいただくつどい場として位置付けていきたいと考えております。しかしながら建築され

て20年が経過をし、近年は大きな改修工事もございました。今後も改修工事が必要となることは承知しているところでございます。優先すべき事業などを見極めながら、今後の運営につきましては、慎重に進めてまいりたいと考えております。

4点目でございます。公民館利用時の飲食についてのご質問でございます。公民館等の公共施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により利用時における主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本といたしております。現在は全ての制限を解除し、コロナ禍以前の状態での利用形態となっております。また、公民館での利用時の飲食につきましては、飲食を目的とした会合は認めておりませんが、主催講座や自主講座などの各種グループにおける公民館活動におきまして、調理を伴う場合や子ども会等の昼間の歓迎会、お別れ会などの集まりにつきましては、利用者が事前申請する。飲酒はしない。ごみを全て持ち帰るなどの条件を付けて利用可能としているところでございます。続きまして5点目でございます。福祉バスを利用し活動をしてきた団体等への今後の対応についてのご質問でございます。

長与町社会福祉協議会の福祉バス利用の範囲は、長与町内のボランティア団体、福祉団体、自治会等が地域福祉活動を行う場合、福祉バスを利用することができることとなっております。事業の見直しによりマイクロバスのみでの運行となっておりますが、それ以外は変更はございません。人数の調整やレンタカーなど、他の効率的な活用なども考慮いただきながら、福祉の増進を図るために福祉バスをご利用いただければと思っております。また本町といたしましても、各団体が継続的に利用できるよう協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして6点目、史跡や文化遺産の維持管理やイベントの企画に参加してもらうことで地域コミュニティの結束強化、郷土愛の醸成に寄与し、地域資源を大切に魅力をもっと引き出すことで遊び心のあるまちづくりの実現ができるんじゃないかというようにお尋ねでございました。町内史跡を活用いたしましたイベントにつきましては、長与町内小中学校へ初めて着任した教職員や役場職員を対象とした遺跡めぐり研修会として、20年以上前から行っているところでございます。また視点を変えた形で文化講座を6年間、歴史講座として1年間開催をしておりました。共にコロナ禍等の諸事情により最近では開催できておりませんが、各種状況を考慮し開催に向けた検討をしてみたいと考えております。それと同時に先月5日に長与町指定無形民俗文化財であります8団体の参加による長与町民文化祭第60回記念の際に、第9回郷土芸能大会を4年ぶりに盛大に開催することができました。その結果といたしまして、参加団体と地域コミュニティ、自治会の連携がより深まり郷土愛の醸成に寄与したものと考えております。これもこれまで同様10年間で2回の開催方法を継続的に実施することで、地域資源としての無形文化財の歴史や伝統の継承、知識の共有を実現することに加えまして、来場者への興味喚起、デジタルメディアを利用した情報発信を行いたいと考えております。このことにより文化継承とともに地域コミュニティのつながりづくりを通して、遊び心

のあるまちづくりの実現に寄与していけるところではないかと考えております。

7点目でございます。さまざまな場面で携わる職員などの対応が適切なのかというご質問でございます。住民主役の地域社会構築のためには、住民皆さまのご協力が欠かせないことはもちろん、職員の意識啓発、育成が重要であると考えております。本町では求める職員像を、公平かつ公正に町民視点で考え、対応のできる職員、地域課題を感じ取り積極的に行動する職員と位置付け、人材育成に努めているところでございます。新任研修や階層別研修におきましては、職員として持つべき基本的な意識の醸成や職責に応じた能力開発、意識改革に取り組んでいるところでございます。専門研修では、職務を遂行するために必要な特定の専門的知識、技能などを習得させることで、職員の能力向上を目指しているところでございます。また日々の業務の中でも所属している部署におきまして、その職務の特性に応じました知識、技能などの習得につながっているものと考えております。さらに地域組織との触れ合いを通じまして、協働に対する意識向上、地域課題を感じ取る力を養うために、地区コミュニティへの派遣研修も実施をしております。これら以外でも職員が各種行事等の業務に従事することによりまして、住民とのコミュニケーションの中で町民目線で物事を考え、課題の発見、解決を実践できる能力の涵養を図っているところでございます。今後とも長与町にとって今何が求められているのか、何をすべきなのかを把握し、その実現に向けて積極的に行動ができるような職員の育成に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

それでは早速、再質問に入ります。新図書館建設の件から入っていこうと思います。ちょっと順不同になる場合もあるかもしれませんが、まずこの図書館というのは利用者を選ばない、多様な人が集う施設であるという認識は、皆さんも一緒だというふうに思っております。そこで一番重要なことというのは、やはり利用者の視点を重視し、ニーズや期待に応えていくことであるということは、答弁の中でも同じような部分をいただいたところです。ですからこそ、ワークショップとかは実施されているようですけども、その意見、要望を聞くだけではなく、それを実現していくということがゆくは多くの人が集まる施設、その基本計画ににぎわいというところを強調されておられますけれども、それによってその住民が主役になるまちづくりになっていくんだろうというふうに考えております。その利用者の声ですけども、これ現在ある程度進んでおりますけれども、この声は住民の声というのは優先されてるんでしょうか。そこをちょっとお聞きします。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

図書館におきましては多くの方のご意見を頂きながら、新図書館基本構想、基本計画を策定いたしました。健康センターにおきましても、各種ボランティアや利用者の皆さまのご意見をお聞きしながら健康センター基本計画を策定いたしました。複合施設整備基本計画におきましても、これらの計画を踏襲しております。複合施設では先ほども申しました町民説明会、ワークショップ開催等により町民の方と直接お話をしながら皆さんの声をお聞きし、各所管や設計者とも共有しながら設計業務を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

当然声は優先されて当たり前のことだというふうに思うんですけども、最近伊万里図書館の建設時からの話をちょっと聞いたもので、頭の中が伊万里図書館になってるんですね。その話の中に設計の計画を進める時点で、行政じゃなくて設計者が小さなこともまず住民の意見を求めて反映させてくれたということが、今の伊万里図書館の在り方につながったという話を聞きました。ですから、そこがやっぱり一番皆さんが使う利用者がいての施設ですので、行政主体というよりも住民主体で進めていくということができれば、一番良いのかなというふうに思っております。この利用者と言ってもいろんなニーズを持たれているので、それを集約するというのは確かに大変なことだというふうに思うんですけども、子どもから高齢者、そして異なる年齢の方のバックグラウンド、その方々、そういういろんなその方々の全てを考慮してから施設設計が求められるとしても、なかなかこれも難しいことだなというふうに思っておりますが、この利用しやすい例えば学習スペースや交流の場、子ども向けのエリアなどを提供することが重要だと思いますけど、こここそ住民の意見が必要だというふうに思うんですが、そういう意見要望というのは、実際に来てその反映はされているのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

伊万里市図書館の例はこちらの方でも参考にしながら、周知、啓発に生かしてきたところでございます。先日のワークショップでも敷地に線を引いたりとか、それから建設段階に応じて説明会等も行おうと思っておりますので、十分そちらの方の意見も反映させていきたいと思っております。図書館におきましては、図書館利用者のほか子育て世帯や教育関係者、身体障害者の方、ボランティア団体など、さまざまな異なる立場の方から幅広いご意見を頂いてまいりました。健康センターにおきましても、ボランティア団体や利用者の方のご意見をお聞きしてまいりました。複合施設といたしましても地域の町民説明会の他、放課後には多くの利用が予想される北陽台高校生を対象にしたアンケート調査を行うなどニーズ把握にも努め、そのような声を反映させながら基本設計の

方に落とし込んでまいりました。新複合施設は子どもから高齢者まで、あらゆる世代、異なる立場の方がご利用されることが想定されますので、ユニバーサルデザインの観点も大事にしながら、皆が利用しやすい施設となるように整備を進めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今回新図書館建設ということですので、本当複合施設ですので、いろんなご意見がいろんなところからあろうかと思います。住民説明会ですとか、ワークショップを重ねながら進めているという段階で、建設においてその住民、利用者ですよね。その参加できる形での決定プロセスっていうのが、ある程度これで確立はされているのかなというふうに理解をしております。ただ、そういうものを基本設計とか、そういうふうな今後実施設計ですけれども、そういうものに落とし込みながらという話でしたけれども、そこを決めるときは本当に住民のニーズ、利用者のニーズが適切に反映をされているかというところは、やはり担当課の方で、やはり確認をしながら進めていくことも必要じゃないかと思いますので、そこも考慮していただきたいというふうに思っております。今回図書館建設においては、具体的に新図書館整備計画検討委員会を設置していたことは、住民参画を具現化するっていう意味でもいい機会になったのではないかなというふうに思っております。しかし、その委員会が閉じられましたけれども、今後何らかの形で別の委員会が立ち上がるのか、それともその都度また今までのこのメンバーの方で、委員会を再度招集をするのか、この点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

私の方からお答えさせていただきます。今後もさまざまな形で町民の方のご意見を伺うために、いろんな立場の方のご意見聴取の場を設けていきたいと今後も考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今こっち向いてしゃべりましたが、この委員会生涯学習課ですもんね。今の回答で良しとしたいというふうに思います。現在策定されているこの基本計画なんですけれども、この委員会の住民として、利用者としての目線の意見が集約されたものというふうに思っております。まさに交流スペースの部分が載ってましたけれども、これに関しては誰もがもちろん希望するところで、中には和室とか書いてありますけれども、図面上では見当たらないと。今示していただいているものの中では見当たらない。そして、ボ

ランテニア室なんですけれども、そういうのも分からないんですけれども、その基本計画、文書、この基本計画の中に示されている内容っていうのが、今後結局は変わっていくことになるのか、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

図書館部分について特に今回お話をさせていただきたいと思っております。施設についてはどうしても限られた面積、限られた広さで書架等をどれだけ配置するかという形で、効率的な配置を考えていかないと考えております。特に和室とかボランティア室ですね。こういったものが必要なかどうかという部分というのは、それ専用のものが必要になるのか、それとも例えばオープンスペースでできるものなのかというのを今後検討しながら、やっぱり効率よく部屋を、限られたスペースですので、その中でやっていきたいと調整を図っていきたくと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

現在の時点で議会として説明を受けているのは、今のようなハード面が中心で、ソフト面を合わせたその全体像というのは、実際には見えていないんですよ。でも図書館建設というのはこのソフト面を並行して検討し、そして、その動線等を考えながら進めることが重要と私個人では考えているんですけれども、担当課もそうであってほしいなとは思っておりますが、そのためにも今後この住民参画の中で意見を聞きながら進めるということなんですけれども、このソフト面の意見の集約っていうのは、実際にどうなんでしょうね、進んでいるんでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

このソフト面になりますけど、今までも新図書館整備検討委員会、この中でさまざまな意見を承っております。今後は特にソフト面としては考えられます人員配置、あと開館時間等の詳細な部分、これはこれからの研究課題という形でやっていきたいと思っております。やはりどうしてもさまざまなご意見があると思いますので、耳を傾けてやっていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

このソフト面、今生涯学習課の方からお答えを頂きましたけれども、確かにハード面も大事ですけど、ソフト面っていうのは、この意見の集約っていうのは、生涯学習

課の範疇だというふうに思います。ところが申し訳ないんですけど、その存在というのがちょっと薄いかなと感じているところで、もっと住民の傍らでこの事業を進めていく姿勢というのをもっと表に出していいんじゃないかなと。企画の方と連携をしながらもっと進めていくべきじゃないかなと思うんですよね。一応、生涯学習課のやっつてることというのが見えないので、企画とどういうふうなやりとりをされているかは分からないですけれども、そこをもうちょっとどうでしょう、今後どうですか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

生涯学習課の存在が薄いということですので、その分についてはもっとできるんじゃないかと、頑張れよという激励として受け取りたいと思っております。課としましてはお話に上がっております新図書館整備検討委員会ですね。これを令和3年7月に第1回を開催しております。それから先月まで16回開催をしております。その中で議員もおっしゃられますいろんな立場というか、図書館に来る人、来ない人、ご年配の方、学生、子育て中、いろんな立場の委員のご意見というのをお聞きしております。その中で全て希望、要望をお聞きすることはできませんでした。どうしてもあの施設自体が予算規模、全体の規模決まっておりますので、そこを考えるとどれだけ反映できるかという部分を検討していった状況であります。特にソフト面での意見の集約ということですので、ソフト面では計画は計画としてまず進めます。そして、実際に完成してから開館するまでの間、こちらでの調整、そして実際オープンしてからの利用方法、動線を考えていきたいと考えております。先ほど申しましたとおりこれからもさまざまな意見を聞きながら、進めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そうですね、16回開催してソフト面のそういうもののご意見も聞いたということで、それやはり連携して上に上がっているのかなというのがちょっと危惧するところで、今後その連携をきっちり取って、図書館建設に今後まだだいぶ先の話ですので、時間はありそうでないという感覚で進めていっていただきたいというふうに思います。先ほど冒頭申し上げましたけれども、先日伊万里図書館の建設時から関わって、現在市議をされている元議長の話聞く機会がありました。その中ですぐれた図書館サービスの3要素というのをお聞きしました。それは建設が5%、資料が20%、あと75%が職員ということでした。それが大本になって図書館というのは箱だけじゃないので、やっぱり中身のものですから、そういうもので形づくられていくということで、この数字というのは勝手な数字の羅列ということではなく、根拠があつてのことというふうに聞いております。となると住民が利用し愛される図書館づくりには、まだまだハードルは高い

というふうに思っております。ですからソフト面の検討も本格的に進める中で司書の役割として専門知識と情報のリソースというのは、熟練度っていうものが必要になってきます。そこでその利用者にとってそれが重要な手助けになるということからも育成、職員も含めた育成も視野に考えていくべきかなというふうに思っておりますので、伊万里図書館と同様、民の要求を官が受け止めたと言われるような、そういうふうな図書館になるように、そういうふうな施設が完成することを望んでおります。

では、次に質問上では潮井崎キャンプなんですけれども、申し訳ない、丸田荘の方からちょっと質問をさせていただきます。先ほど設置の条例の中で丸田荘は健康増進とかそういうふうな意味合いがあって設置をされているということでしたけれども、確かにこの日帰り温泉施設というのは、利用者の健康増進と地域の交流拠点としての役割があるというふうにされております。でも利用状況ですとか、収支状況および施設利用者を対象としたその実態調査などを行って、温泉施設の整備状況に関する評価などについての検討とか、そういうものが必要かと。やはりどんな施設もそうですけれども、老朽化に伴って利用者数が減少する傾向にあるということから継続して運営が厳しい状況ということで、他自治体もその精査が行われているというふうに聞いております。本町の丸田荘においてもやはりこの交流拠点として衛生面とか、その利用しやすさとか、そういうことを考えると、総合的に検討すべき点もあるのではないかと思います。まずこの丸田荘に係る歳入歳出を改めて聞きたいと思います。これは最終的に住民主役のまちづくりの方に質問をつなげてまいりますので、数字の説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

丸田荘の収支、令和4年度の決算になりますが、収入が848万1,129円。歳出の方が2,383万4,339円でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

では次に答弁の中で延べで2万3,639人が利用されて、プラス社協のデイサービスの方が利用されているということでお答えがありました。先日委員会の中で課長がおっしゃられてましたけれども、アンケートを取られたかというふうに思います。このアンケート数というのが、ほぼ延べではなく実数ではないかと思われませんが、このアンケート数というのは、ごめんなさい、事前に言ってなかったんですけど、今分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

昨年行いましたアンケートでございますが、これが実数というわけではございませんで、毎日来られた方、大体80名程度の方にアンケートの方を行わせていただいております。あと1日の利用客、実数といたしまして、年間で一番多かった人数がというところを、先ほどすいません、私の手持ち資料でざっと見ましたところ、1日121名というのが一番最高、町民の方が121名ですね。1日当たり来られているというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今回質問するに当たりちょっと調べたところ、だいたい1日平均して60～70の方が利用されているということでした。この60人から70人というのが完全な実数かというところではないとは思いますが、ちょっとこれあとでこの数字使いますので、ちょっと覚えておいていただきたいと思います。この丸田荘をすぐになくすとかそういうふうなことは実際には考えていないんですけれども、実際どこまで、まだまだ20年という新しい施設なので、住民がこれだけ利用しているってことを考慮すると、即廃止という施設ではないというふうなことを前提に質問をさせていただきますけれども、やはり健康増進という意味合いからもやっぱり衛生面っていうのは、きちんとしていけないといけないと思うんですけれども、もしかしたらこの施設、今現在修理が必要な箇所というのがあるんじゃないかなという話を聞いたんですけど、そこはどのようなふうな進捗状況になってますでしょうか。ちょっとお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在直近で修繕をしているところにおきましては、給湯、お風呂のシャワーの方の水洗施設の方につきましては、修繕を昨日終わったところでございます。また衛生面についてのご質問もございましたのでお答えさせていただきますが、1カ月に1回水質検査の方を行わせていただいておりますところと、あとは浴槽の掃除ですね、こちらの方も毎日させていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そういう答えをちょっと望んだわけじゃなかったんですけれども、ろ過機の方が壊れているということで、男性のお風呂の方がもう茶色く濁った状態で、このろ過機を交換しないといけないのではないかとということで、そのだいたいが700万円ぐらいかかるのでは、という話をちょっとお聞きしました。利用者が気持ちよく使える状態というのを保たないといけない。このろ過機の中には仁丹大ぐらいの砂粒が詰まった状態で、ろ

ろ過機自体の交換が必要じゃないかという状況だというふうに聞いております。となると、またここで多額な修理代がかかるわけですね。住民サービスとは言っても、これだけの形のお金が修理代がかかる。入りが850万円で、出は2,383万4,000円ですか。この収支の乖離っていうのはそろそろ考えた方がいいのかなあと。利用者がまだいらっしゃるし、この方たちが高齢で通えるうちというお考えもよく分かるんですけども、これだけの差額というのは、他に住民サービスに十分使える金額ではないかなというふうに思うんですよ。それはもう置いといても今回のこの男性用のお風呂の方ですね。今回の補正予算、補正の方にこの修理とか云々は入っておりませんでしたけれども、当初の方に上がるのかなというふうに思っていますが、先延ばしにすることでこの男性風呂の方の衛生面というのは大丈夫なのかなと危惧するところですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ろ過機につきましては議員がおっしゃいますとおり老朽化の方が進んでおりまして、現在ろ過機自体の交換ではなく、ろ過機の中のろ過機ろ材交換というところで、来年度進めれないかということでまだ今調整中でございます。なので、はっきりしますということも申し上げれないところではでございます。あと水質につきましては、毎月きちんと水質検査の方をさせていただいておりますので、水質については問題ないものと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

そのろ過機に関しては、フィルター交換タイプだからそういうところでの交換ができるということであれば、早急に本来であれば水質に問題はないということですけども、どうか早急にやっていただきたいというふうに思います。課長今、月に1回の水質検査をとおっしゃってましたけれども、丸田荘では毎日シルバーの方が水質検査を行っておりますので、そういう面でも衛生面ではある程度水質の面では保たれているということですので、そこは確認はできておりますので。今ちょうど丸田荘に関してはこういうふうに質問をさせていただきましたけれども、利用しやすい施設のためにその費用がかかるというのは致し方ないのかなというふうに思います。これが廃止ということで決定をしているわけではありませんので、そこはもう仕方がないんですけども、この多額の費用を投じてその存続をさせるっていうことが、やはり全体的に考えてどうなのかなというところですね。今後その利用者、利用していない人の意見も含めて、それを聞きながら検討をしていく必要があるかと思っておりますけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（安藤克彦議員）

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

ご質問ありがとうございます。この施設につきましては、先ほどから議員がおっしゃっているとおり高齢者の方の大切な施設として我々も考えているところでございます。それで当然昨今におきまして、上長与のそういう施設の方も高齢者の憩いの場としたところではございますけども、これにつきましては当然そういう形で毎年マイナスの予算計上となってまいりますけども、しかしながらやはり昨今のそういう町民のための施設として、大事な施設であるというふうに町は考えております。いろいろな町が持っている施設の中におきましても、当然そういう形で収入に対して支出の方が多い施設はございますので、その中でもこれにつきましては、高齢者の大事な施設であると、憩いの場であるというふうな認識を持って、今のところその修繕の大きな改修が必要な時期が来るまでは、当然このまま維持させていただきたいと思っております。それで先ほどからおっしゃっておられます大規模な改修が必要になったときは、やはりその辺については検討してまいることになろうかと思っておりますが、当然丸田荘については、まだ2000年に建設されたものでございますので、町の公共施設としましては、今後も使用していきたいというふうに考えております。申し訳ありませんが、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

冒頭申しましたように丸田荘を廃止するということでの話ではないので、今後まだ高齢者の方が利用はされておりますので、もうとにかく存続のための経費というのを考慮しながら、今後いつか近い将来になるかもしれないし、もしかしたらこれが何十年もまた続くかもしれん。そこはその都度考えながら進めていっていただければいいかというふうに思っております。

想定してた質問以上にちょっと質問してしまったので、飛ばして福祉バスの件を質問をさせていただきます。前回に引き続きこの福祉バスのことに関してさせていただきますが、思ったよりも皆さん、この福祉バス、住民の皆さんは福祉バスというのは、社会福祉協議会がしているバス事業という感覚はなくて、町がやっているバスというふうにしか思っておられないので、そこの住民の方の考えの行き違い、実際の本当の運営状況とかそういうのはちょっとかけ離れた意見もあつたりはするんですけども、前回からの引き続きということで、この社協の事業ということでの答弁が中心だったというふうに思うんですよ、前回は。そのバスを運行してもかかる経費分が収入として社協の方に入らないので、維持費とかそして運転手の日当、時間外などを支払うということを見ると、社協の負担が大きいということで、またお金を取ると白バス行為になるから、

要するに運転手の日当を出すと白バス行為になるためそれもできない。運転手の方の年齢も考慮をしていかないといけない。町は燃料費ぐらいは補助しているが、他の事業もできればよいが、それも難しいことは承知しているっていう答弁がありました。この9月議会において時津町の事例の他にも全国的にもそういった事例があるかと思えますので、福祉協議会とも今後そういった協議を重ねてまいりたいと考えておりますという答弁がありました。そこでその後、何か協議をされたのか、いかがでしょうか、3カ月たちましたけど。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

前回の議会のとときに話の方を頂きまして、その後、社会福祉協議会の方とも福祉バスの今後について協議の方を行わせていただいております。また福祉バスにつきましてのちょうど何回かもう協議をさせていただいている中、一番近々では当初の予算の協議等もございまして、その中でも福祉バスのメンテナンスに係る費用、あとはこちらの長与町の方からは運営補助金ということで人件費の補助、こちらの方には運転手をされている職員の方の人件費も含まれておりますので、こちらについての協議等もさせていただいております。また、マイクロバスだけになって半月ほどたちますので、どのような状態かということでお尋ね等もさせていただいておりますが、現在のところ社会福祉協議会へは中型バスが廃止になって、とにかく困るというようなお話はきていないと。ただ、それは利用される皆さんが工夫をさせていただいて、マイクロバスの方でご利用をいただいているからじゃないかなっていうような、ご意見の方を社会福祉協議会の方からはいただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

社協とはそういうふうに福祉バスに関しても協議を行ったということで。このでも社会福祉協議会は、マイクロバス、今度中型が廃止になりましたけれども、マイクロバスこれも含めたバス事業を止めたいというか、このマイクロバスも廃止したいということで意見を頂いてるんじゃないんですか、要望いただいてるんじゃないんですか。その点はいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

昨年中型バスを廃止しますというときに、その中にマイクロバスも廃止というような話の方は伺っておりますが、町といたしましては、やはり社会福祉協議会の事業といたしましても、町の福祉施策といたしましても、福祉バスっていうのは存続いただきたい

というところもございましたので、マイクロバスについて、ある一定まで運行ができる状態でもございましたので、メンテナンスをすれば運行ができる状態でもございましたので、マイクロバスにつきましては、運行の方をお願いして、現在継続して走っていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

今おっしゃられたようにやっぱり住民福祉の観点から存続を町の方が希望したということかというふうに思います。でも社協に関しましてやはりその赤字、このバス事業に関しては赤字が蓄積されているというのが実情で、廃止をしたいという話を私は聞いたんですね。この社協というのはただの民間団体ですから、社協が「いえ、もう自分たちはこのバス事業から撤退します」ということであれば、その時点でこのマイクロバスもなくなり、これを利用しているいろんな社会活動ですとか、そういうものをやっていた住民への不具合が出てくるということなので、なぜ私がこの福祉バスのことを質問するかというと、その時点でこのマイクロバスもどうにかだましまし使っていると。この福祉バスがなくなった時点で「じゃあ、どうしましょう」ということではなく、そういうことも想定しながら協議を進めていっておいてほしいということなんです。これは私福祉バスということで今ちょっと話しましたが、北海道の江差町というところ、ここの事例をちょっと紹介をしたいんですけれども、この江差町は福祉バスということではなく、町有バス、町営ではないですよ。町営ではなくて町有バスということで、3台所有しております。1台は教育委員会の所管、あとの2台はリフト付きのマイクロバス、それと中型バス、この3台を所有して20年経過をしているので、このうちのどれを廃止をしようかという段階で、今ちょうどその話し合いをしたそうです。電話をしたときにそういう話でした。人口規模というのが6,857人、そして、財政規模がこれちょっと大きいので他に何かいろいろ入りが、歳入はあるのかなと思ったんですが、これが63億4,740万円、結構財政規模としては、この人数に対してはいいのかなというふうに考えております。ただ、ここの高齢安心課の方がおっしゃるには、維持費がかかることは当然だが、社会活動等の促進と社会参加の助長を図るため、住民サービスの観点から町有バスを運行もするし継続もする。今3台あるうちのどれかを廃止を考えないといけないかなという協議には入っているけれども、もしかしたら廃車もしないかもしれない。3台をしっかりと使って皆さんの活動に寄与するようなそういうバス事業の体系を維持するかもしれない。そこは今まだ未定ですということでした。社協が運行すると白バス行為に当たるため、これまでの運行はなかなか厳しいということもあって、社協はバス事業から撤退をしたいということも一つあるかと思うんですけれども、今の使用方法で、町営のバスとしての在り方っていうのを前回もちょっと言いましたけれども、どのように考えていらっしゃるかなと思って。これがするしないじゃなくて、いざ

というときにこういうふうなことは考慮して、協議を進めていっておかなければいけないという意識がおりなのかということでは、どういう考えをお持ちでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町営のバスという考えはございませんので、町営のバスとしての考えは、ここで申し上げることはできません。ですが、福祉バスということで社会福祉協議会への助成、補助、支援につきましては、現在もそのマイクロバスではございますが、マイクロバスのメンテナンス料、あとは修繕費、そういうものにつきましても町の方で負担ができないかということでの調整を行っているところでございます。このマイクロバスが今後廃止になるかならないかについてにつきましては、現在は福祉バス、社協の事業でございまして、町の方での判断というのとはできないものと考えております。ただ、今申し上げましたとおり、できる限りの支援というのとはしていかねばならないのではないかとこのように所管では思っておりますので、今後も調整をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

本来であれば社協も民間団体ということで、住民福祉の方を一番に考えてこれまで赤字と分かっても、この事業をされてきたというのは理解していただいておりますよね。ですから社協が「もういや、止めます」というようにならないような、行政からの支援というのをお願いしたいんですよ。それがゆくはこの遊び心につながると思うんですよ。何か取って付けたように思うかもしれないですけど、よく考えたらいろんな高齢者サロンとか自治会の方たちが使っている、そのときの皆さんの顔を見たらそれはもう楽しい顔をされてますよ。この中でも福祉バスを使って活動を一緒にされた方もいらっしゃると思うんですよ。ですからぜひこの福祉バスの存続、それが町営になろうと、きちんと社協の方に赤字にならないような手立てをして存続させようと、それはこれから皆さんと社協とで協議をしていただく内容でございまして、私がとやかく言うことではありませんけれども、そこで丸田荘のさっきの話になるんですけど、そういうふうな実態というのでも考えつつ、そちらの方が万が一廃止になった場合は、この差額の大きい1,500万円近くのお金というのが浮くわけですよ。たら福祉バスが万が一不具合が起きても、どうにかそこで調整がきくというような単純な素人考えなんですけど、そういうのも含めて考えていただきたいというふうに思います。いざというときに、どういうふうになればこれが、ちょっと時間があれですけど、継続できるのかなというふうに考えてみました。年間の利用総数っていうのは、ある程度分かっていると思いますので、それを提示して民間のバス会社に年間を通しての1年間のバスの入札をしてもらうという方

法が一つあります。それと皆さんが民間のバスを借り上げたときの金額を幾らか補助をする。これも一つの手だと思います。もう一つ考えるのが、今ずっと私が言った町がバスを所有して、シルバー人材センターなどに運転手を依頼するという方法があるのかなというふうに思っております。人件費がかかるというふうにお考えかもしれないですけども、例えば町長の公用車の金額を考えると、シルバー人材センターに運転手の委託をするというその金額って、そんなにかかってないと思うんですよ。町長が出かけられる回数とかにも関係するかもしれないですけど、そういうことで抑えることができるのではないかと思うので、こういうことを含めて実際に、そうですね、住民のこういうふうな活動を止めない、止めることのない協議を重ねていって、具体的に進めていっていただきたいなと思っておりますけれども、最後にこれに対しての見解を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

議員の熱い質問を受けまして、我々も先ほどから言っておりますように、福祉バスにつきましては当然必要なバスであるというふうに認識を持っております。課長も申しましたように今までも相当な協議を重ねてまいりまして社協の方をお願いをしまして、現在運行をしていただくような状況になっております。先ほどから議員がもうおっしゃってるとおりの内容でございますけども、社協としましては赤字を抱えておりまして、この業務については何とかもう止めさせていただきたいという話もありましたけども、それにつきましては町としては、どうしても高齢者を含めまして、いろいろな団体が使っているということで、今後もやっていただきたいというふうに申しまして継続をさせていただいておりますので、また先ほどからの研究も随時させていただいている状況でございますので、今後ともそういう形で協議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○10番（金子恵議員）

私今回の質問におきまして、第10次総合計画も福祉計画も全て実は目を逆に通さなかったんですよ。なぜかという住民の声を今回はしっかりと届けようという意志で、こういうふうな通告書も長くなってしまったんですけども、このサービスがなくなる場合というのは、住民の要望が多い場合は代替手段というのを提供する。その責任は行政にあるというふうに思っておりますので、ニーズや利益を損なわずに、適切なサービスの継続というのを確保するということが心掛けていただきたいと思っております。終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

(休憩 11時35分～13時10分)

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、堤理志議員の①町議選での詐欺事件について、②町財政の現状認識について、③前期基本計画にある農業、商工業の創造性と活性化策についての質問を同時に許します。

12番、堤理志議員。

○12番（堤理志議員）

それでは早速質問いたします。町議選での詐欺事件について。令和5年度の長与町議会議員選挙から、候補者カー運転手の日当やポスター代など選挙費用に係る一定分について、公費負担が実施されました。去る9月28日付けの長崎新聞で、選挙運動用自動車、いわゆる候補者カーであります。この運転手費用に関し、候補者の1人が運転業務に従事していない男性について運転したと偽って町に申請していたこと、町はこの件を警察へ被害届を出したことが報道されました。前代未聞のことであり、複数の住民から詳しい実情を知りたいという問い合わせがっております。今回の事件は、町と町民が被害者である可能性があります。問題が発覚した経緯と、町としてどのような対応を取ってきたのかをお伺いいたします。

2番目、町財政の現状認識について。議会主催の議会報告会で参加していた町民から、町の財政についての質問が出されました。議会発行の議会広報と併せ、行政が発行する広報ながよでも予算、決算の状況を住民向けに分かりやすく知らせる努力をしているものと認識していますが、引き続き、広報することと説明していくことの必要性を実感いたしました。財政は今後の状況を慎重に見ていくべき部分、そして過度に悲観視する必要がない面、この両方を捉えているつもりであります。改めて今後の財政運営について、以下の点を質問いたします。1点目、新図書館を含め公共施設の更新対策に係るものは、どう推移していく見通しでしょうか。2点目、民生費のうち今後増額が見込まれるものはどう推移していく見通しでしょうか。3点目、自主財源いわゆる町税などですが、これらはどう推移していく見通しでしょうか。4点目、現在把握している財政指標から、本町が財政破綻を来す可能性は考えられるでしょうか。5点目、広報ながよで財政状況を掲載する際、どのような点を留意しているでしょうか。

次、3番目に、前期基本計画にある農業、商工業の創造性と活性化策について質問いたします。前期基本計画の基本目標3には、創造性と活力ある産業について、各種の活性化策と目標が掲げられています。そこで以下の点を質問いたします。1点目。農業生産基盤の充実・維持管理の項目で、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣対策を推進することとされていますが、令和5年度収穫直前のかんきつ類を中心に例年以上にイノシシなどによる被害があつているとの声があり、生産意欲が減退しているとも聞いています。

こうしたことから対策を強化する必要があると思います。被害の現状と対策強化策の考え方をお伺いいたします。（２）県内の市町では「さしみシティ」「アジフライの聖地」など、創造性、独自性を訴求する工夫が見られます。先日町民の方からクスノキ材活用の提案を頂きました。衣類用防虫剤としての化学薬品が開発される以前は、クスノキ、いわゆる樟脳を含むものですが、これが用いられてきたそうでありました。本町のクスノキの枝材を防虫剤、芳香剤として復活させてはという提案でありました。町内各所に植わっておりますが、このクスノキは成長が早いことで知られ、枝が伸びていきます。これを剪定した際、通常は廃棄処分となりますが、加工製品化しPRを行えば、町の特産品の創造につながると感じました。町内団体や個人と協議検討、研究ができないかを質問いたします。以上よろしくお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速堤議員の大きな1番目でございます町議選での詐欺事件についてのご質問でございます。本年4月に執行されました町議会議員一般選挙におきまして、「公費負担の選挙運動用自動車の運転手費用に関し、候補者の1人が運転業務に従事していない者につきまして、運転したと偽って町に申請していた」との新聞報道がなされました。本件につきましては、選挙運動用自動車の運転手を雇用したとのことで、当該候補者および運転業務従事者から、町条例に規定する選挙運動の公費負担手続きに必要な書類が提出されたものでございます。これを受け、町は選挙管理委員会におきまして審査を行った後、運転業務従事者に対しまして報酬相当額4万円を支払っておるところでございます。その後、運転業務従事者から「振り込まれた4万円が何に関するものなのか」と町へ問い合わせがあり、運転手の公費負担金と判明したものの、当該従事者は実際には運転をしていないという事実が発覚いたしました。運転業務従事者に対しては、運転手として従事した実態がないのであれば公費負担の対象にならないことをお伝えし、当該従事者の申し出により町は4万円全額の返還を受けております。本町の対応といたしましては、この事案に係る経緯などを両者から聞き取り、事実確認を行った上で時津警察署へ相談し、その後被害届を提出したという次第でございます。なお、本件につきましては時津警察署におきましても現在も捜査中とのことでございます。

続きまして、大きな町財政の現状認識の中の1点目、新図書館を含む公共施設の更新対策費用の見通しについてのお尋ねでございます。本町の各公共施設の維持管理および改修、更新に伴う計画につきましては、長与町公共施設等総合管理計画および長与町公共施設個別施設計画、これに基づき中長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減あるいは平準化するとともに、公共施設等の公正な配置が実現できるよう推進しているところでございます。その対策費用につきましては、インフラ施設も含めまして当初の計画よりも物価高騰あるいは労務単価の

増などの影響によりまして、今後も増加していくものと捉えております。今後も引き続き、具体的な実施方針に基づきながら、財政の状況を加味した上で、公共施設等の維持管理および更新等に努めてまいりたいと考えております。続きまして2点目でございます。民生費のうち、今後増額が見込まれるものの見通しについてのお尋ねでございます。この民生費につきましては、議員ご承知のとおり歳出予算総額のおおよそ40%を占めておりまして、今後も増加傾向でございます。中でも、特に児童福祉や障害児および障害者福祉の関連経費につきましては、年々増加していく見通しでございます。これは、国県における少子化対策やこども・子育て施策などの抜本的強化の戦略が大きく影響していると思っております。3点目です。町税など自主財源の見通しについてのご質問でございます。令和4年度の決算につきましては、自主財源は約43%でございました。ここ数年間はコロナ交付金の影響もあり、一時的に依存財源の割合が大きくなり、自主財源の割合は40%を切っていました。しかしながら、令和4年度には町税の収入が一定回復したこともございまして、例年の割合に戻りつつあるところでございます。しかしながら、今後は人口減少や少子高齢化の影響により町税が減少することも予測されます。自主財源には町税の他に使用料、手数料や寄付金、財産収入などがございますが、引き続き、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。4点目でございます。本町の財政指標から財政破綻を来す可能性は考えられるのかというご質問でございます。本町の財政状況につきましては、今後控えております大型公共事業や複合施設の建設、また老朽化した公共施設の維持管理や更新、さらには少子高齢化に伴う社会保障費の大幅な増加など、中長期的に見ても多額の事業費が見込まれ、厳しい状況が続くことが予測されます。しかしながらそのような状況の中でも、いわゆる財政の健全性を示す指標であります実質公債費比率と将来負担比率につきましては、一定健全な水準の範囲内で推移しておりまして、今後もその適正水準を維持できるという見通しを立ててございます。また起債につきましても、中長期的な視点に立った計画的な借入れと償還ができていと認識しております。従いまして本町の財政指標の数値は健全な水準の範囲内でございますので、財政破綻を来す可能性は低いと考えております。今後建設事業費や社会保障費の増なども見込まれておりますので、引き続き財政状況を考慮しながら赤字運営および財政破綻とならないよう慎重に対応し、健全な財政運営に努めてまいります。5点目でございます。広報ながよで財政状況を掲載する際の留意点についてのお尋ねでございます。現在、広報ながよおよびホームページ上におきまして、本町の当該年度の予算編成や決算報告の掲載、ならびに財務書類の公表を行っております。広報ながよにおきましては、皆さまに対しまして本町の予算に興味を持っていただくこと、また本町の財政状況を理解していただくことに重点を置き、町が抱える借金や皆さまの税金がどのように使われているのかなど、分かりやすく解説することに注意を払っております。今後も引き続き、皆さまにとって分かりやすい広報ながよの作成に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして大きな3番目、前期基本計画にある農業、商工業の創造性と活性化についてです。その1点目、イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による被害の現状と対策強化策の考え方についてのご質問でございました。イノシシやアナグマ等の有害鳥獣による被害の現状といたしましては、令和4年度の長与町内における農作物被害額は755万円、被害面積は2.2ヘクタールでございまして、令和3年度より減少傾向にございます。鳥獣被害は、営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加をもたらし、被害額として数字に表れる以上に深刻な影響を及ぼすものと考えておりまして、本町におきましては、国庫補助事業によるワイヤーメッシュ柵設置費用の全額補助、捕獲に対する報奨金の他、町独自事業として捕獲に対する報奨金の上乗せ、およびワイヤーメッシュ柵等設置費用の半額補助に取り組んでいるところでございます。対策強化策といたしましては、これまで捕獲に対する報奨金額の単価の増額や設置費用の補助予算を増額し、侵入防止対策の効果促進を図っているところであり、今年度は捕獲頭数の拡大を図るためイノシシ用の箱わなの追加購入を予定しております。また侵入防止対策につきましては、ワイヤーメッシュ柵を設置することにより、被害額、被害面積ともに年々減少するなど、一定の成果が見られていることから、引き続き設置費用の補助を実施していきたいと考えております。2点目でございます。町内のクスノキを加工製品化し、町の特産品の創造につなげるため、町内団体や個人との協議検討、研究ができないかというご質問でございます。町内におきまして、さまざまなアイデアを出して事業をやっていただくということは非常にありがたいことだと感じております。ご質問にありますような産業振興に関する窓口は産業振興課に設けてございますので、町といたしましてどのような形で支援できるのか、町内の団体や個人の方がいらっしゃるのであれば、お話を伺わせていただきたいと思いますと思うところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

まず1番目の部分から再質問を行います。今のご答弁で、警察の方で捜査っていうようなことがありました。ここをもう一度重ねての確認になるかと思いますが、現在警察がもう捜査に着手しているっていうのは町としても確認していることなのか。重ねて、この点をご答弁いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

本件につきましては、何度かこれまでも警察の方に状況をお伺いして、着手しているということはもう確認しております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

はい、分かりました。警察の方でもう捜査に入ってるということですので、もうこの先の部分についてはこの議会で云々ということではできないことなので、捜査機関に委ねるという形になろうかと思えます。で、次に一般論としてちょっとお伺いしたいのが、今回がどうも詐欺罪のケースが該当する可能性ですね、まだ現段階では可能性なんです、この詐欺罪の構成要件、それから有罪となった場合の刑事罰というのはどういったものがあるのか。法的にどういったものがあるのか、この辺りは町として把握されているでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

詐欺罪につきましては、刑法の中に規定がございまして、条文でいけば人を欺いて、財物を交付させたものということになっています。構成要件として調べてみますと、人を欺く意思を持った行為によって、相手方が錯誤、いわゆるだまされた状態に陥り、財産上の利益を移転させる処分行為をして、財産上の利益が加害者に移転することとされているようでございます。議員ご指摘のとおり本件については返金はあったものの、この虚偽の請求によって言わば町をだまして公金を詐取したというふうに捉えると、そうした疑いがあるんじゃないかなということ警察の方に捜査をお願いしているということでございます。もし犯罪だということ、刑罰についても刑法の方に規定がございまして、10年以下の懲役に処するというふうに規定がございまして、

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

了解しました。これはもう一般論というか刑法に書かれてあることの確認ですけれども、私もちょっと事前に調べますと、罰金がなくて懲役10年以下ということで、そういう意味からしても決して軽いものではないということも理解できるんじゃないかなと、そういう認識でいいんじゃないかなと思いました。それとですね、町民の方がちょっと不安というか、今回どうなってるんだということ私の方に問い合わせがあった件なんです、結局、長与町議選が4月の末に執行されましたよね。それから結果が出てから、短期間のうちに収支報告書とかそういう請求、公費負担をしたポスターとか運転手等々あれば急いで請求をしたわけで、それから考えたら大体5月の中旬ぐらいまでにはあらかた出そろったというふうに思うんですが、新聞報道があったのが9月28日ですよ。ですから、ブランクが5カ月近くあったということに対してなぜなのかという素朴な疑問があります。この点は何か町として見解があればお伺いしたいと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

議員ご指摘のとおり選挙が終わってから、大体5月中旬に必要な書類の提出というのがあります。公費の負担金をお支払いして、町長答弁にもございましたとおり返還があったのが5月の末でございます。その時に両者への経緯などの聞き取りということも町長答弁にありましたけども、こういった中で犯罪が疑われるんじゃないかと思いましたが、すぐですね、6月の上旬になりますけれども警察署の方に相談に行っております。当然、警察もその場でそうだという判断もできませんので、回答待ちということで、回答いただいたのが6月中旬ぐらいですね。犯罪に当たるのではないかとということでございました。それを受けまして、町として被害届を出したいと、取り急ぎまず電話でどういうふうな手続きをしたらいいのでしょうかということを問い合わせまして、正式な手続きは追って連絡しますということでございました。その後もやはり警察としても詳細な情報が必要だったと思いますので、関係書類なんかも提出したりして、整いましたので正式な手続きをとというのが8月3日でございます。新聞報道については、そういった取材をされた後に発表されたものというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

分かりました。比較的早く相談もされたということで、あとはもう内部で慎重な協議がされたのかなど。恐らく選挙とか政治に絡む問題は政治的な弾圧とかということにはならないようにということで、恐らく警察の方もその辺りは慎重に動いた可能性もあるというふうに理解をいたしました。先ほどの話の中で返金はされたということで。私ね、町も同じ認識だと思うんですけども、返金して済む問題じゃないんじゃないかというふうに思っております。例えば窃盗、万引き等があって、それが明らかになった時に、返したからもうそれで無罪、もう咎めなしでということにはならない。今回の問題もまだ事実関係というか司法の方での何もないですけども、一般論としては返したから済むという問題じゃないというのは、町もそういう認識でいらっしゃるかどうか、ここを確認したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

議員ご指摘のとおり、先ほどのご質問の中で私が詐欺罪の構成要件ということで4点ほど流れを申し上げましたけども、その中に財産上の利益を移転させる処分行為をさせたと、町がしたというところまでは部分的にかもしませんがこういった犯罪に該当する可能性があるということで、認識しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

この件については次が最後にしたいと思うんですけども、今回の町議選から初めて公費負担という制度が、これはやはり一定供託金を納めれば選挙に立候補しやすい、一つは立候補しやすい環境の整備ですね。やはり一定費用がかかるポスターであるとか、候補者カーを動かす運転手の経費であったりその他もろもろですね。一定負担して頑張りたいという、選挙に出てまちづくりに関わりたいという人が出やすいものをつくるというのが目的だと思いますので、そういったものが始まって早々今回のようなことが起こりまして、もしこれが何の処分もなしっていうことになると、これが前例になってまた模倣する人が出てくる恐れがあると。これがやっぱり私は一番懸念されるべき問題だと思います。そういう点で私はそういうことがあって、今回の件はうやむやにしてはいけないなど。ですから、捜査機関に対しては厳正な対応をしてほしいなどと思っておりますが、重ねてになりますが町としてこの辺りの考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（荒木隆君）

本件に限らずこういった犯罪行為が疑われる場合ってというのは、まず警察に届けた後、警察が捜査をして、その後検察の方に送致されて、またそこでも捜査が行われて、起訴されるのかされないのかという判断がまずそこで1点あると。起訴された場合は、刑事裁判で犯罪等の刑罰が確定するということになってこようかと思えます。本町としても警察の方に捜査をお願いする段階では、法律に基づいた適切な対処をお願いしたいということも申し添えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

次に町財政の現状認識についての質問に移りたいと思います。この中で新図書館を含めたいろんな更新の財政状況ですね、これについても平準化を図りながらというご答弁がありまして、これちょっと私も準備してたんですけど、昨日同僚議員からも同様な質問と回答がありましたので、この点は1点目は了解いたしました。2点目につきましても、今後こういったものが増額が見込まれるのかということも答弁の中で理解をいたします。ちょっと補足して言いますと、民生費に限らず、今全国的に給食費の無償化の流れがあったりとか、あと高齢者への交通費の助成とか、あと難聴者の方の助成とかそういったものが全国的に広がってき、また、近隣の市町、時津町、長崎市辺りがそういったものを取り組んだ時にやはり出遅れるわけにはいかないということで、一定そういったこともあり得るということで一定の心構えというか、財政的な余裕というものも考えていかなければいけないと思います。当然思っただらっしゃると思いますが、この点の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

北野財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

本町の財政状況につきましては議員もご承知のとおり、健全な財政運営を維持しながらも決して余裕があるという状況ではございません。その中で、各種事業につきましては、今お話しいただきました他の市町、自治体間での競争といったのもある程度重要だと認識した上で、その緊急性や必要性また費用対効果などを見極めながら予算措置を判断しているところでございます。従いまして、この事業、またこの施策は必要だと町の方で判断されるものに関しましては、その予算措置につきましても慎重に対応していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

3点目自主財源の状況についても了解いたしました。4点目、本町が財政破綻を来す可能性は考えられないか。これについては、もうこの間ずっと決算の審査の度に指数が議員には知らされて、そもそも危険信号の数値すら表示されない状況が来ておりますよね。ですから我々としてはその辺りは財政破綻になるようなことはないという理解はしているんです。ただ、町民の方の中に長与町は財政大変なんだろうということで、先日の議会報告会の中でも町の借金はどうなんだというような質問も出ました。で、ちょっとこの間いろんな町民の方の話を聞いている中で、結局借金があるじゃないかと、財政が厳しいじゃないかというところから、じゃあ図書館ももう止めた方がいいんじゃないかと、議員も要らんんじゃないかと。そういう話にだんだん発展してきている状況を私も聞いていて、ちょっとこの辺りの、何ていうかな、財政が厳しいイコール財政破綻するんじゃない、そういうもんじゃないんだよというところは、やはり町民の方に理解していただく努力というのも我々もやっていかんといかなと思います。で、行政の皆さんにもちょっとその辺りのこともあったので今回質問させていただいたわけなんですけれども。その点で、広報ながよで今10月号で決算の状況を詳しく説明があっているんですけども、この表示の仕方の中で私もちょっと何点か少し工夫された方がいいんじゃないかという点を幾つか感じた点がありますので、ちょっと質問させていただきます。1つは、広報ながよの10月号の中の決算のところ、円グラフを用いて自主財源、こちらは依存財源ですというふうなグラフがありました。ただそこで私が思うのが、この依存財源の中に含まれる地方交付税ですね、特に普通地方交付税については、これは国からの仕送りというよりも、地方に代わって国が集める地方の財源なんで、地方固有の財源なんだと。ここがやはり私はそういうものなんだと思ってるんですが、この認識は間違いないものかどうか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今地方交付税の話ですけれども、今現在地方交付税は依存財源として明記させていただいております。これはある一定の定義がございまして、地方交付税は依存財源として区分されておりますから、このように依存財源というように表記をさせていただいておりますけれども、今議員がおっしゃっていただいた自治体固有の収入という考え方もできはすると思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

できはするとか、これは私は財務省の資料の中で地方固有の財源と断言されてるので、こういう確認をさせていただいた。ぜひ確認していただきたいというふうに思います。区分は依存財源で私間違っているとは言っていないんです。ただ本質的には地方固有のものなんだと。決して国から分け与えて、地方は頂いてありがとうございますというものではないということですね。それから次に、臨時財政対策債についてです。これは広報ながよ10月号の5ページの上の方に町債残高の欄がありまして、その下の方に臨時財政対策債残高61億5,099万円が含まれていると。これだけを見ると町の借金の中の1つの種類だというふうな捉え方できる。それは私も間違いはない、それはもう債ですからね。債は債だと思いますが、臨時財政対策債というのは元金にしる利子にしる、後年度国の方で措置されるものだっていうのが前提にあるということは、議員、それから行政の皆さんはご存じだと思うんですが、ご存じとか、この辺は間違いなにかどうか、いかがでしょうか。臨時財政対策債の考え方ですね。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

はい、間違いございません。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

それともう1点確認したいのが、町の決算状況を家計の中に例えて記載されております。これ町民にとっては自分の一家の家計に照らし合わせるという点では非常に分かりやすい例え方だというふうなのは思います。これはずっとやられていますもんね。それは分かるんです。ただ、この中でローンの残高っていうところを見ますと、300万円ですかね、言わば月収の10倍相当の借金があるというような、ローンが残っていますよというような考え方、書き方になっているんですけれども。これも確認ですが、その中の特に地方債について、この地方債の考え方は借金は借金なんですけれども、公共財産

の負担を世代間で負担を分かち合うという意味合いがあるんだというふうに思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

財政課長。

○財政課長（北野靖之君）

今議員確かにご指摘のとおり地方債の中には、自主的に借金したものではない臨時財政対策債、そういったものも含まれて、この広報上ではローンの残高にしておりますので確かにちょっと違和感、引っかかるところは出てくるかと思っております。所管課としても少しでも皆さまに分かりやすくできないか工夫を重ねておりますので、その見せ方につきましては今後もう少し研究してみたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ぜひ今後検討していただきたいと思えます。ちょっともうしつこいようですけども、地方交付税というのは単純な親からの仕送りっていうものでもありませんよ。それから、臨時財政対策債も債とはなっているけども、一般的に理解されている借金というものともちょっと性質というか、結局国が本来きちっと準備しないとイケないんだけど、ちょっと手元が足りないから各市町村でちょっといったん借金しとってください、後でその分はきちっと準備しますからというものがですよ。それから、地方債についても単純なローン、借金ではなくて、例えば今後新図書館が建設されるとすればこの分についてもですね、ただその時の住民じゃなくてその子どもたちとかもいずれ大きくなった時にその分を世代間で利用していく人たちが分かち合うと、その辺りをちょっと分かりやすく記載というか説明ができればなど。非常に文書が今度は多くなって今度は読みづらいという面もあるかと思うんですが、気になるのは、借金だ財政難だというのがあまりにも事実と違うというか、ちゃんと確保できるものまで含めてひっくるめて話しされると、ちょっと正確性には欠けるなど。分かりやすいけど正確性に欠けるというふうな思いから、今回質問をさせていただいたのと、あと、ちょっと長くなるんですけども、例えば普通の住民の家庭に置き換える時に、ちょっとどうなのかなと思うのが、よく国の借金が国民1人当たり1,000万円になりましたというのが新聞等で報道されますよね。赤ちゃんから高齢者まで1人当たり1,000万円だと。これだけを聞くと大変なことだというふうに思われるかもしれません。こういう図式をそのまま町に当てはめて町のローン残高がこうだつてなりますと、それはもう図書館も止めんと駄目、議員も要らんのではないかというふうないろんな話になっていきますけれども、例えば国にしる地方公共団体にして、基本的にもう半永久的といいますかずっと継続されていくもの、一方家計というのは家庭を持って、20歳、30歳モデル的なところでいえばそのぐらいいから家庭を持って、命を全うするまで。その内で仕事ができるといいますか、大体6

5歳ぐらいまでに仕事をし収入を得る、そこから割り戻して月々に払えるローンはこのくらいだというふうな計算の仕方をするもんだから、その感覚を固定観念というか、それをもって借金額を見たときにはちょっと違うかなということを書いたかったんです。ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。もう終わります。

それで、次に移ります。有害鳥獣対策の問題でお伺ひしたいというふうにお思ひます。令和4年度については、減少傾向にある。ただ数字以上に深刻なものもあるかもしれないという状況でありました。それで、令和5年度の捕獲頭数の状況、令和5年度の現状どういう状況なのか、よろしくお願ひします。

○議長（安藤克彦議員）

永石産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

有害鳥獣の捕獲状況ですけれども、令和5年度ということではございましたが、直近5年間でまず平均でイノシシが140頭、多く獲れている年で160頭、少ない年で119頭、令和5年度が10月末現在で149頭の捕獲がございまして。中型哺乳類、アナグマ類ですけれども、そちらが直近5カ年平均で34頭、多く獲れている年で66頭、少ない年で10頭、今年度は10月末現在で23頭の捕獲がございまして。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

令和4年度のデータでは減少傾向ではあるんですが、捕獲頭数の状況を見ると、もしかすると令和5年度は少し増える可能性もあるのかなというふうにお思ひます。あと、昨日の同僚議員の質問の中で、ワイヤーメッシュ柵の助成申請が今年度多くて対応ができなかったというようなやりとりがありました。今年度この申請が想定よりも増えた要因というのはどういったものが考えられるのか。私は、もしかしたらやはりそれだけ被害で困っていらっしゃる方が増えているという面もあるのかなと想定できるんじゃないかなと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ワイヤーメッシュの今年度の申請数が多いということではございますけれども、まず農作物の被害状況としましては毎年減少傾向でございまして、5年度の上半期におきましても減少しているという状況でございまして。今年度の申請の箇所数につきましては、やはり本川内、岡の方面の方の申請が多くあってございまして、その地区の方が出現が多いのではないかと考えております。イノシシの申請数と直結するかは分からないんですが、捕獲頭数というのが令和元年度と2年度に増えております。その時に柵についても前の年からすると申請件数がちょっと倍近くに増えると。で、昨年度今年度も捕獲頭

数というのが増えておりまして、目撃件数とかが増えていけば、設置の意識が高まっているんじゃないかなということは考えられます。また今年度の申請につきましては、申請をいただいた方が柵を張られた後に、近くの方が改めて申請してこられているというのがちょっと状況として見受けられまして、柵の効果というのを皆さん認識していただいて、お隣が張ると自分の農地にイノシシが来るんじゃないかということで、被害があつてない所にずっと申請があつてるものかと思うんですけども、そういう意識の表れで申請が増えてるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ぜひ申請が来て、その手続きで渡すことと併せてどの地域でどういう状況なのかというの、今もされてると思いますが今後ともその辺りの分析のほどやっていただきたいと思ひます。それから、ミカン農家の方からのこういう話を聞いたところ、どういふ状況なんですかって聞いたら、耕作放棄地のワイヤーメッシュの隙間であるとか、水路の下の方の隙間、こういったものがどうしてもあるので、そういった所からどうも入ってくるんだと思うという、実際にミカン農家の方の思ひでありました。で、どういふ対策を希望しますかと聞きましたところ、何とかそういった所の自分たちでは手が入らない、見に行けない所の確認とか、あるいは空いていた時にそこを補修するとか、そういったものがどうしても手薄になっていると思うというふうなことでしたが、町がこれを直接やるというのは難しいかもしれないけど、やっぱり課題としてはそこがあるのかなと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

柵の破れだとかちょっとした水路の隙間が近くにあるとかそういった修繕的なものについては、維持管理も含めてご自分の農地を守っていただくということでしていただきたいと考えておりますが、耕作放棄地の対策としましては、現在の補助制度の中でもご自分で耕作されていない土地についても、お隣の耕作放棄地に柵をした方が効果があるとか、近くの水路、道路まで設置をしたいということであれば、同意いただいた上で申請できるようにしておりますので、その周知についても努めたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

その件に関して担当課長の方から、鳥獣被害の3本柱というのがあるということをお聞きをしまして、私もそのどのいふものかというので調べさせていただいたんですが、ポイントの部分だけ言えば、例えばワイヤーメッシュ、侵入防止柵につ

いては、「管理が日常的に行うことが理想です」と。「従って柵を設置する場所、ルートは日常的に目の届く範囲にすることが大事ですよ」と書かれてるんですよ。ここやっぱり理想論なんですよ。人がそこで管理できる所はもちろん管理してるけども、問題は管理できない、そういう人が入れない耕作放棄地になってしまっているような所から入ってきて、被害がっていうようなことが課題かなと思いますので、なかなかこれも難しいというか、いちごっここが続くところですが、ぜひ関係者と協議を行っていただきたいと思います。それから、その3本柱にあります中の個体群管理というものの中に、その捕獲というのが大事かと思うんですが、この捕獲止め刺し等、しっかり命を絶つという形になるかと思うんですが、こういったことができる人というのは町内にどのくらいいらっしゃるのかをよろしくお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

有害鳥獣の捕獲につきましては、狩猟免許を取得していただいている方が、町へ有害鳥獣の捕獲許可というのを申請していただいて、年間の捕獲ができるものとなっております。令和5年度の許可人数につきましては19名の許可を出しております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

ちょっと時間も迫ってきたので、ちょっと飛ばし飛ばしになりますが、今後、被害の状況が拡大しているということが明らかになった場合なんですけれども、今やっている捕獲報奨金等々といったものをさらにやはり充実させていくということも、今後は課題になってくるんじゃないかと思うんですが、これも仮定の話で申し訳ないんですが、やはりそういったものも被害が増えていくとやはり考えてやるっていうのも有効かと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

産業振興課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

捕獲の報奨金につきましては、これまで令和元年度にイノシシの単価を、令和4年度に中型哺乳類の単価につきまして、近隣の市町と合わせて単価の見直しを行っている状況でございます。猟友会の高齢化も現在進んでおりますので、新たな担い手の確保も課題となっております。今後も必要に応じて検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○12番（堤理志議員）

次にクスノキ材の活用の部分についてなんですけれども、今回この質問を提案させて

いただいたきっかけが、住民の方からちょっと提案があるんだけどということで話がありましてお聞きをしました。前提として、これをやったからといって町の大きな雇用創出とか大きな産業の振興とかに、なかなかそこまではつなげるものでないかもしれませんが、それを前提とした上でなんですけれども、もともと約30年ほど前、私が議員になる前なんですけれども、町内のある民間の宅地開発がされていた時に、町民の方がなるべく森林はもう致し方ないとしても残せるだけ木を残してもらいたいというような思いがあって、そのことを、この方はいろんな町の役職も歴任されてきた方なんですけれども、当時の吉田安親町長にこれ何とかならないんでしょうかねっていう話をしたそうです。そしたら吉田安親町長がその時の部長に「何とかならんやろうか」という話をしたそうです。「そうですね、予算がこんなにかかるんですよ」っていう話をして、「でもこのくらい、ここまでならできるかもしれない」ということでちょっと予算を作って、その中で可能な範囲でその木を採って、町内のあちこちに移植したということがありました。で、その木が町内で伐採を免れて、何かあちこちで、長与ニュータウンの中にもどうも3カ所ほどは確実にあるそうなんです、そういう中にクスノキがありまして、このクスノキを利用したらどうかという提案でありました。で、1つはそういういきさつがあるものですから、非常に環境保護という点からも町のPRにつながるかなと、そういうエピソードがですね。そういうことで残った、長崎でいえば被爆クスノキとかもありますけれども、そういう生き残ったクスノキというストーリー、エピソードがあるということで非常にこれを活用するというのはなかなか面白いアイデアだなと思いました。香りを嗅いでみますと非常に私もびっくりするぐらい香木としても利用できるような、非常に良いものでありますので、ぜひ今後住民の方からそういう話があった時には、ぜひ話し合いに応じて、詳しく話をさせていただきたいというふうに思います。これはもう、もしかしたら契約の話になるかもしれませんが、私はもうこれ以上立ち入らないようにしたいと思います。で、一般的にいろんな提案をしたときに、行政ニーズ、行政需要があるのかという点が、まず真っ先に基本入るんですけれども、特に今回の提案というのは、まずは行政ニーズそのものがないわけなんです。で、クリエイティブですね、ニーズを創造する、新たに生み出すっていう姿勢っていうのも必要かと思うんで、この辺り町長のお考え、こういう考え方で進め方っていうのはどうお考えなのか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今のお話を伺って、やはり物語ストーリーっていうのが大事なんだなということを感じております。地域によっては地域商社ってのがあって、そういった商品開発をするということもありますんで、今私も所管の方に地域商社っていうのを研究してみたらどうかというような形で申し上げております。例えばふるさと納税というものもありますので、こういったものを加工してふるさと納税の商品化していくということも一つの手

でしょうし、それからまた地場でやっております農業加工品、生産品の販売、こういう所に持ち込んで販売していくってことも一つの方法だろうと思います。そういった意味で、特にふるさと納税なんかは長与町の特産品が何であるかっていう説明書も入れますので、その中でそういったストーリー性のある話、こういったものがありますよというようなこともできるんじゃないかなと、そのように思っております。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時20分まで休憩いたします。

（休憩 14時07分～14時20分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、安部都議員の①来年度の町長選出馬とこれまでの町政運営について、②障害児・者の福祉政策についての質問を同時に許します。

9番、安部都議員。

○9番（安部都議員）

皆さまこんにちは。これより一般質問を行います。大きな①来年度の町長選挙出馬とこれまでの町政運営についてお聞きいたします。来年4月、本町の町長選挙が施行されます。吉田町長が就任され約1年8カ月が経過しようとしています。幸福度日本一のまちの公約に基づき、町民のワークショップ、パブリック・コメントなどを経て長与町第10次総合計画を策定し、町政運営を実施されてこられたと思います。そこで首長の町政運営の手腕と成果は果たされたのでしょうか。少子高齢化の中、限られた財源の中で今後の牽引と来年春の町長選挙出馬への意気込みや決意はどういう思いなのかお聞きいたします。また、これまでの課題や今後の問題点などがあればお伺いいたします。（1）これまでの総合計画に基づいた町政運営の成果と満足度の総括を伺います。（2）住みたい、住み続けたい、幸福度日本一のまちの公約を住民から見た幸福度をどのように捉え果たせたのかお伺いいたします。（3）来年春の町長選挙への出馬表明はいつ行うのかお伺いいたします。また、取り残した課題はあるのでしょうか、お聞きいたします。（4）次年度の重要視する公約と目標をお聞きいたします。

大きな2番目、障害児・者の福祉政策についてお伺いいたします。平成28年4月、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法が施行されました。また、2021年、障害者差別解消法が改正され、民間の事業者に対し障害者への合理的配慮の提供が義務付けられ、来年4月1日より施行されます。また、平成26年4月、長崎県の障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例が施行され9年が経過し、これに順守し本町も差別的扱いの禁止や合理的配慮を求めるまちづくりが推進され、本町においても長与町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定し施行されているところであります。障害のある人が住みよいまちは、誰にでも快適に住みよ

い町になると考えます。そこで今後の障害児・者に対する本町の安心して住みよいまちづくりの環境改善に伴う施策についてお聞きいたします。（１）合理的配慮の提供、法的義務に関する本町の認識と、企業、民間への啓発と合理的配慮の提供はどのようなことが必要かお伺いいたします。（２）公民館などの公共施設のバリアの改修が必要だと考えますが、今後の対策についてお伺いいたします。（３）障害者の65歳問題について、どのように考え対応されるのかお伺いいたします。（４）本町在住の障害者にとっての相談の窓口であり拠点である、長与町障害者団体連絡協議会の存続についての考えがあればお伺いいたします。以上、答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは安部議員のご質問にお答えをさせていただきます。1番目、1番大きな問題、来年度の町長選挙出馬とこれまでの町政運営についてということの中の1点目が、これまでの総合計画に基づいた町政運営の成果と満足度の総括ということでのお尋ねでございます。平成24年の町長就任以来、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思われる幸福度日本一のまちを目指して、皆さまのお力添えも頂きながらさまざまな取り組みを進めてまいったわけでございます。現在の第10次総合計画におきましては、目指すべき町の将来像の達成に向けて、6つの基本目標と42の施策を推進しており、中でも子育て、教育、健康づくりを施策の柱に据え、遊び心を大切にしながら町政運営を進めているところでございます。直近のまちづくり町民意識調査では、長与町を住みやすい、どちらかといえば住みやすいと回答していただいた方の割合が87.5%、これからはずっと住み続けたい、どちらかといえば住み続けていきたいと回答していただいた方の割合が83.8%となっております。これまでの町政運営に対する一定の評価を頂いているものと考えております。また、総合計画に定める各施策の進捗状況につきましては、内部評価であります施策評価の結果を基に、外部有識者会議でありますところの長与町総合開発審議会や施策の中でも人口減少・少子高齢化に対応する地方創生の取り組みにつきましては、長与町まち・ひと・しごと創生推進会議におきまして、年度ごとの評価を頂くとともに、施策をさらに推進するためのさまざまなご意見を頂戴しております。こうした評価を踏まえながら、今後も引き続き幸福度日本一を目指した町政運営に努めてまいるところと思っております。

2点目の住民から見た幸福度をどのように捉え果たせたのかというお尋ねでございます。この幸福度というものに対しましては、町民お1人お1人異なるお考えをお持ちかと思ひます。しかしながら町として、皆さん方にご提案できる幸福度というものもあるのではないかと考えておりました。そこで就任以来、皆さま方の地域に伺いじかに町の取り組みについて意見交換をさせていただくほっとミーティングや、まちづくりに対する提案をいただいておりますまちづくり提案箱などを通しまして、4つの提案をさせて

いただきました。それが子育て、教育、健康づくり、そして遊び心でございます。皆さま方から貴重なご意見を賜りながらさまざまな課題に真摯に取り組むことで、一定の成果は上げられつつあるのではないかと考えております。次に3点目の町長選挙への出馬表明はいつか。また取り残した課題はあるのかというご質問でございます。次回の町長選挙につきましては、今後私の意志の確認と後援会等々の皆さま方のご意見等も集約し、できるだけ早い時期に皆さま方にはご報告をさせていただきたいと考えております。また取り残した課題といたしますか、今後も継続して考えていかなければならない大きな課題として、人口減少や少子高齢化といったものが挙げられるのではないかと考えております。これは長与町に限らず日本全体で課題になっておりまして、一朝一夕に解決できるものではありません。しかしながらその対策として先ほどお示ししました4つの柱、子育て、教育、健康づくり、遊び心についてのご提案を、国や県、それに町民の方々もしっかりと連携を図りながらさまざまな知恵を出し合い、さらなる魅力アップを図ることで人々を引き寄せる町政運営ができるのではないかと考えております。次に、4点目の次年度の重要視する公約と目標についてのご質問でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり次回の町長選挙につきましては、改めてご報告をいたしたいと考えておりますので、現段階で公約等を申し上げることはできないことをご理解いただきたいと思います。現在の任期ももう少しございますので、今は目の前の仕事に全力で臨んでまいりたいと考えているところでございます。

それでは大きい2番目、障害児、障害者の福祉政策、1点目が合理的配慮の提供に関する本町の認識と企業への啓発と合理的配慮の提供はどのようなことが必要かというご質問でございました。本町では平成28年に、長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を定められておりまして、役場職員に向けても周知を行っているところでございます。この要領は長与町職員がその事務または事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取り扱いの禁止や、障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的な配慮など障害者に対しての適切に対応するために必要な事項が定められているところでございます。企業への直接的な啓発は行っておりませんが、町ホームページに障害者差別解消法について掲載をしております。内閣府や長崎県が作成しているリーフレットをダウンロードできるようにしております。合理的配慮は障害の特性や具体的な場面や状況により異なり、個別性の高いものでございます。障害者の方が置かれている状況などを踏まえながら、双方の建設的な対話により手段や方法を合理的な範囲で対応していくことが必要だと考えております。続きまして2点目でございます。公民館などの公共施設のバリアの改修が必要だと考えますが、今後の対策についてのご質問でございます。公共施設のバリアフリー化につきましては、バリアフリー法をはじめとした関係法令を踏まえ、公共施設等の整備、更新等に当たっては、障害の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮する他、施設のバリアフリー化による利便

性の向上に努めることとしております。現在計画中の新図書館等複合施設におきましても、バリアフリー化を念頭に施設整備を行っているところでございます。既存の公共施設につきましても、施設の利用状況や財政状況に応じた優先順位を考慮しながら施設の更新、改修と併せまして、バリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。続きまして、3点目の障害者の65歳問題についての対応ということでのお尋ねでございます。社会保障制度の原則であります保険優先の考え方の下、サービスの内容や機能を比べたときに、65歳までに受けていた障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなっておりますが、国より個々の状況により柔軟な対応をすることと通知が発出されており、一律に判断することなく個々の状況を鑑みながら柔軟に対応を行ってまいりたいと考えております。4点目でございます。長与町障害者団体連絡協議会の存続についてのお尋ねでございます。長与町障害者団体連絡協議会におかれましては、毎年障害者、障害児のスポーツ大会であります、ふれあい広場の祭典の事務局として活動をいただいております。この大会は三障害が一堂に介し、スポーツを通じて親睦と友好を深め、健康増進を図る大変意義のある大会だと思っております。今後もこのような大会を開催いただくためには、長与町障害者団体連絡協議会には、存続をお願いしたいと思っております。また、障害者の方や関係者の方からの相談業務を行っていただいております団体は、長与町身体障害者福祉協会でございます。この協会は本町におきまして昭和37年より活動をしていただいております。相談業務の他、聴覚障害者がコミュニケーションを取る上で必要な要約筆記者の派遣事業や要約筆記者の養成講座の開講を行っていただいております。こちらの団体につきましても今後とも長与町で活躍をしていただければと思っております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。これまでの総合計画に基づいた町政運営ということで満足度というところなんです、第10次総合計画の中の、この間全協のときに配られました総合計画の中の、まち・ひと・しごと総合戦略についてご説明を受けました。これは以前配られましたこの総合計画のこちらよりも4年度の詳しい数字が載っていますので、こちらで説明を受けたいと思います。そして、全ての項目についてこの評価というものがB1という形で、KPI成果指数が過半数の項目について基準値を上回っているというところで、素晴らしいなというふうには思っていますが、これについて町長はどのように捉え、また町政運営についてのこれまでの満足度をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長与町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきます評価を先日ご報告させていただきましたけれども、評価につきましてはおおむね順調という評価を頂いております。各施策におきましては一定順調に推移しておりますので、施策の進捗状況としては順調なものだと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

この町政運営についてはPDCAサイクルで改善などを毎年行っているかと思っております。その中で事務事業評価によって令和4年度の事業状況というものが、拡充しているものが30、そして改善が58、継続が62となっております。そしてまた令和5年度ではこの152の事業の中で、拡充が19、改善が6、継続は126というふうな数字が上げられておりますが、この比較をどのように毎年捉え、誰の責任の下でこの評価し判断をされているというふうに思ったらよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

村田企画財政部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

長与町におきます事務事業評価につきましては基本自己評価というところで、実際に事業を行ったところの所管の方で自己評価をしていただいております。それは担当である政策企画課の方で細かくヒアリングをさせていただいて、実際にどこまで進捗をしていったのかというところを全庁的なバランスを見ながら評価をさせていただいていると。やっぱり思いの強いところはもうたくさん目標値よりも上回っていているところもあるんだけど、中にはこういうところが実はうまくいかなかったという反省点も踏まえて、私たちが見たところではすごく評価が高いのに、もっとこう高みを目指して中間ぐらいだということもやっぱり課によってはあるわけですね。そういうところのバランスを取るために私たちの方でヒアリングをさせていただいて、客観的な判断の下評価をさせていただいているということです。年々継続事業が増えていってるところはやはり職員の意識がかなり高まってきておりまして、ちゃんと目標に向かってどういった事業をするという組み立てが年々上手に、上手にと言ったらあれですけど、細やかにできてきていると。それを実際に実行に移していけるということから、継続しているところの評価が増えていってるとはではないかというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。さまざまな事業の中でやっぱりこれは大きく拡大しなくちゃいけない、またそのまま継続というところで、廃止もありますかね。そういったところで行

っていくと思いますが、やはり町民の辛い所に手が届くような施策というものは、もう本当に拡大をしていく必要がありますし、そしてまた継続でもこの部分は要らないのではないかとかいうような状況もありますので、その辺りはしっかりと把握しながら行っていただきたいと思います。それから先ほど町長の答弁によります町民意識調査で、住みやすいと答えた住民が87.5%、そして、また住み続けたいが83.8%というところでありますけど、残りのマイナスだいたい13%、これは何を町民の方が求めているのか、どこの部分がマイナスと捉えているのか、この問題点や課題というのは、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

将来のまちづくりに対する町民の皆さまの評価や思いを総合計画に反映させるために、総合計画の策定前に町民意識調査を実施しております。先ほどお知らせいたしました長与町を住みやすい、どちらかといえば住みやすいと回答していただいた方の割合が87.5%と前回よりも3.5ポイント上昇した状況となります。それからこれからもずっと住み続けたい、どちらかといえば住み続けたいと回答していただいた方の割合が83.8%と前回よりも2.2ポイント上昇している状況でございます。前回よりも上昇していることである程度評価をいただいているとは思いますが、その残りのどちらかといえば住みにくいという点を町の施策、子育て、教育、健康づくりそれから遊び心を取り入れた町政運営におきまして、なるべくもっと評価を頂けるように頑張りたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

13%とやっぱり問題点や課題というところ、そこが問題となると思うんですね。ここに視点を今後置いていかなければいけないというところだと思います。そのマイナスになる点はやはりこの本町の山、階段、段差、そういったところの時津町との公共交通とか、公共交通面また文化施設、スポーツ施設、これが環境施設整備が不足していると町民の皆さまが答えておりますので、こういったところも先ほど町長が言われましたように遊び心のあるまちとか、やっぱり町民の皆さま方が子どもから高齢者まで楽しく施設過ごせる、そしてまた遊べるこのスポーツ施設、こういったところも重要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今ご指摘あったその足りない分ですね、例えば今おっしゃったような公共施設であっ

たりとか、商業施設であつたりとかがあつたと思います。そういったものを今後やっばり充実させていくということが大事だろうと思います。このまち・ひと・しごと創生推進会議におきましては、大まかに私が取り上げておりますこの4つの観点ですね。いわゆる子育てから教育、健康づくり、遊び心と、こういったものがだいたい網羅された項目だと思っております。こういったものが言わば一つのソフトの分であると思うんですね。ハードの分というのはまちづくり、つまり高田南区画整理事業やってますけども、ああいったハードの面で皆さん方が集まっていたりするような器づくり、そしてもう1つは、4つの項目をもっともっと磨き上げて魅力あるものにする教育であつたり、子育てであつたりそういったものをもっともっと磨き上げていくことによって人が入ってきていただけるだろうという、こういったハードの部分とソフトな部分と同時進行しながら、長与町にぜひ来ていただきたいというような思いでこれを進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、今町長が言われましたように一つのやっばりこうなんか集客の場があるとか、皆さまが集える場がある。だからコミュニケーションの場がやっばり必要だと思いますので、ハード、ソフト両面の立場から両方から見ながらやはりその幸福度日本一を図っていただきたいというところを思っておりますが、そこで令和4年度、その数値を見ますと、社会減少が増大しているというところであります。やっばり人口減少ですね。ここはやっばり少子化対策というところで、先ほど答弁もありました。そこで若者の調査におきまして、卒業後の定住意向は長与町には17.2%と非常に低い数値が出ております。しかし、長与町に愛着があると回答した人が29.9%と全体を上回っております。これはやはり長与町はベッドタウンの町、そしてまた日中は若者など就労などほとんど町外へ出ている。高校、大学卒業したら県外への就職も多いというところであります。最後はやはり故郷に帰ってきたいと、そんなUターン、Iターンの若者が増え定住人口が増える。その理想となるまちづくりの考え、今後どのような施策があるのかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今おっしゃったことなんですけども、私は中枢都市圏構想というのがございます。これは長崎市と長与町と時津町、1市2町でつくってるんですね。この1市2町それぞれ個性があると思うんですよ。例えば長崎市は今企業の集積っていう形で一生懸命されてます。特にソフト産業の集積をされてると。そして、時津町は大村湾を埋め立てて商業施設を充実させているというようなことでございます。長与町はどうかというやはり

生活面だと思うんですね。生活面を充実させていく。1市2町でそれぞれないもの、例えば長与町が全てを共有すると難しいと思うんですよ。工業施設とか商業施設とか、だからもう無いものは無いと。でもあるものをいかにそれを基調に磨き上げて使っていくかと、そしてそれぞれ1市2町、さらに長与町は諫早市とも連携してますので、例えば諫早市の工業団地は大きくなってます。そしたら長与、諫早ってというのは鉄道が通ってますので、働くのは例えば諫早で働いてもらう。しかし長与町に住んでもらう。そして生活を充実してもらうと、そういった協業的な考え方というのは、もうそれぞれの町、市で何もかも共有できないので、その辺り無いものをお互いに補いながら地域として豊かになっていくと。こういった考え方っていうのが、これからはますます重要になってくるんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、無いものを欲しがってもなかなかそこは難しいところでもありますので、幸福度日本一の住み続けたい、この本町の長与町のいいところを生かして、これからまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

それから来年の春の町長選挙は、今後後援会の話し合いをしながらというところで、早いうちに報告をしたいというところがございますけれども、早いうちっていうのはいつでしょうか。今年でしょうか、来年でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

早いうちに実現させたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

早いうちですね。じゃあ決意が決まりましたらお知らせいただきたいというふうに思っております。本町もこの人口減少でなかなか人口も本当に減少しているところでもありますので、その辺りも幸福度日本一というところで町長の公約にも入れていただいて、また人口が増加するように取り組んでいただきたいと思います。

それから次に行きます。2番目、障害児・者の福祉政策でございます。合理的配慮の提供というところで、法的義務化、民間企業の啓発と合理的配慮の提供というところで、先ほどその改正の企業に対する周知徹底というところでもありますけれども、ホームページの方にこれ既に内閣府の差別解消法のURLですかQRコードですか、ダウンロードできる状態になっているというふうに認識はしてよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ホームページの方で内閣府の方から発出されておりますチラシの方がダウンロードできるようになっております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解しました。平成28年長与町差別解消法対応要領なども設置して、職員への周知も図っているというところではありますが、やはりこれからも長与町職員そしてまた民間の企業の方たち、そしてまた町民にもこれはあらゆる形で周知徹底を図っていかねばいけないというふうに思っております。ホームページに掲載しているだけではなかなかそれを見ようとしないと意識的に見ようとしない状況で、そしてまた知られないところでもございますので、そのところは、また今度来年の4月から始まりますので、3月広報にはまたぜひ掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご提案いただきありがとうございます。3月の広報には載せれるように、資料の方を取りそろえさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、大々的にちょっと分かりやすい文字、カラーで周知していただきたいというふうに思ってます。それからこの合理的配慮の提供、法的義務になったんですけれども、本町の企業、これさまざまな民間の企業だけではなくて団体、店舗、ボランティア団体、もういろいろな所が対象となるわけですよ。これは現在どのくらいの数が本町に、企業だけしか分かりませんか、どのくらい数があるのか推定はされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在、企業の数字は手元に持っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解しました。そのうちいろんな所でやっぱり発信していく必要があると思うので、

その辺りは大体把握して、どういった所がそういった所があるのかっていうところで、周知していただきたいと思います。それから民間に対するこの合理的配慮に対しまして、まずはどういったところが大切なのか、その辺りは把握されてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

民間というか、事業者様の方で合理的配慮ということで、例えば車椅子で来店された方などがお店の方で食事等されたいとか、お買物をされたいっていうときに、もし可能であれば車椅子のままは入れるような配慮をされたりとか、あと耳が聞こえない方などが来店されて商品の方を見て回りたいとかっていうときには、もしできることであれば従業員の方が一緒に行かれるとか、もしくはお店の店内を回られない方などが来られたときに、商品の方を提供する側の従業員の方が商品の方を取りそろえて提供するような、そういうふうなサービスをしてくださいということだとは思いますが、ただこの合理的配慮っていうのは町長の答弁にもありましたように、双方の対話で建設的な、お店が開いてる時間帯によっては、お店のお客さまの方が多かったりとかいうところもございしますので、そちらは双方で話をさせていただいて、できる範囲で合理的配慮の方、心遣いをしていただければっていうところだと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね。これからは障害者の方たちに対するその合理的配慮の留意点というところで、この障害者の方たちが例えばレストランに来られても前例がありませんから障害者の方たちはできませんとか、特別扱いはできませんとか、もし障害者の方に何かあったら困りますからできませんとか、そして何々障害のある人だからこれは提供することができません、そういったことを絶対これからは言うてはいけない、注意しなければいけない、避けなければいけないという言動があります。そしてまたそういったところで先ほど言われましたように、建設的な対話を通じて相互理解を深めてお互いが納得いくまで話し合っ、そしてその対応ができる状況まで話し合いをして納得をするというところが、本人の同意ができるまでするというところでもあります。例えば言語障害のあるAさんが医療機関に入院した際、意思疎通の手段として文字を使用したいと申し出たけれども、その病院が対応してくれなかったと。そして医療機関に国の関係者が医療機関に国のガイドラインと説明をして、制度を説明したらその配慮をしたという、依頼をしたというようなことがございます。こういったところでやっぱり皆さん、企業、それぞれの所、民間、団体、なかなかどうやって対応すればいいかまだ分からない状況なんですね。こういったところでやはり国のガイドライン、そしてこの制度をしっかりと説明していく必要がございますので、障害の合理的配慮は個々の障害の特性や場面、状況に

よって個々の対象と提供が異なってくるというところであります。その辺りをしっかりと周知徹底をしていただきたいと思います。それから、これまで本町が合理的配慮の提供について、以前ミライロの障害者特性の理解を得るためのマナー研修を行っております。これは重要な障害者のことを知る、個々の種別的な障害のことを知る有効な研修だと思っております。今非常に発展的にありますが、ぜひこれをまた前回のように再度職員また企業に受けていただきたいと思います。そういった実施をされる予定はございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ユニバーサルマナー検定についてでございますが、平成29年に西そのぎ商工会の女性部の方で主催をいただいておりますが、この研修の方に長与町の職員の方も一緒に研修を受けさせていただいているようなところでございます。今後もこのような機会がございましたら、町の主催でということになりますと、主催になるかどうかちょっと分かりませんが、考えていきたいと思っております。また、現在民間の企業になるんですけれども、来年の1月と2月に長与駅のコミュニティホールの方で、公共交通の合理的配慮というところでの研修を開きますということで情報の方を頂いております。まだチラシの方出来上がっていないようでございますので、1月から2月の間4回なんですけれども、1回で研修の方は済むようなところで4日間取っていただいておりますので、職員の方も時間が許す限り受けていただければというところを所管としては思っておりますので、周知の方させていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そのような先進的なしっかりと取り組みを行っていただき、やっぱり周知徹底を行っていただきたいというふうに思っています。来年の1月、2月で行うというところで期待をしております。次に行かしていただきます。公民館の公共施設のバリアフリーなどの改修ですね。これはまさにこれが合理的配慮なんですよね。これは近所の方から、これまで高田公民館を利用していたんですが足が不自由になりつえを使用するようになりました。階段利用も上ることができなくなったので、ぜひエレベーターなどを付けてほしいという要望が私のところにありました。私も公民館2階に上がることは今なかなかできないんですが、制限をやっぱり障害者の人たちが、皆さん高齢になるにつれて障害を持っていくというところで、やっぱり若い人もそうですよね、けがをされたりいろんなところで病気をされてもそうですけれども、そういったところでやはりこのような対応が合理的配慮が必要だと思っておりますが、例えば高額のエレベーターを付けてくださいというわけではなくて、その予算があれば十分にエレベーターを付けていただくことは可

能ですが、例えば既存のこのような公民館だと古い建物については、何らかの形で住民が利用できるような配慮が必要かと思います。それが福祉の向上の寄与に値するものだと思いますが、エレベーターは無理でも例えば車椅子の車椅子用階段昇降機や車椅子用リフトなどを設置することが既存のものでもできると思いますが、その辺りどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今回高田公民館という形で話をさせていただきたいと思っております。基本的に2階建ての建物ですね。なかなかエレベーターというのは難しいというのはもう議員もおっしゃられるとおりでありまして、その昇降機というのをもちろん可能性はあると思いますが、どうしても先ほど町長答弁にありました施設の利用状況とか財政状況ですね。こちらを考慮いたしましてやはり優先順位を付けて、新しくぱっと付けるわけじゃなくて、やはり何かの改修、更新、こういったことがあったときにそういった形で検討は進めてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そうですね、このようなリフトとか昇降機、車椅子用階段で上る昇降機、このようなものは数十万から数百万ぐらいであると思うんですね。その手が届かないところではないというふうに思いますし、やっぱり必要なところに例えば高田公民館なんかはもう、高田地区はもう高齢者、百合野第2なんかは50%なんですよ、高齢化率。そしてまたニュータウンもそうだと思います。そういったところの高齢化が進んだ自治会は、やはりこういったところの配慮がやっぱり優先的に必要だと思うんですね。だから利用状況というのも公民館はかなり誰でもが利用しておりますので、そういったところのやっぱり更新時だけではなくて、検討を優先的にするべきだと思いますが、再度お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

どうしても同じ答弁なろうかと思えます。実際ここで付ける付けないというのをもちろん明言することできませんし、やはりどうしても財政状況、施設の利用状況、こういったものを検討して更新時、改修時をやはり主に考えて検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

なかなか納得がいかないお答えなんです、住民の瘁い所に手が届くやっぱり地方自治の福祉の向上、これは絶対にやっぱり必要だと思うんですね。その辺りをやっぱり優先的に考えていただきたいというふうに思っております。障害の社会戻りという言葉がありますがご存じでしょうか。福祉課長。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

社会戻りという言葉では存じ上げておりませんが、障害者の方が地域へ戻ってきまして、地域暮らしということで地域の方で見守りながら施設でなくて生活をされるようになっていくことで、今国の方で進めているというのは存じ上げております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

障害は障害者の方にとって障害というものがバリアだけではなく、また社会全体にバリアがあるんだよというような考え方なんです。障害が生じているというのは、社会の障壁が障壁によって障害者への障害とバリアとなってしまっている。そういうところで障害の社会モデルということなんです、今後先ほど住民に柔軟な対応をしたいというところがございますので、今後このようなところでも福祉の向上に対して柔軟な対応を図っていただければというふうに思います。それから次に参ります。障害者の65歳問題に対してですけれども、これは先ほどの答えでは柔軟な対応をしていきたいということの回答がありました。本当にこれは障害者にとっておかしな国の制度であります。障害者の65歳に対する死活問題でありまして、これは65歳になった途端にこれまで利用していた福祉サービスが、例えば居宅介護とか移動支援とか、いろんな所で提供ができなくなってしまう。支給が大幅に変容し、利用者負担が新たに生じるという由々しき問題でございます。これで質問いたしますが、65歳に到達した障害者手帳保持者は、介護保険の通知が行っているというところで皆さんよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

65歳の方、障害者手帳をお持ちの方が65歳になったときに、介護保険サービスに変わるよという通知が行ったかというようなことでのご質問と理解して答弁の方をさせていただきますが、65歳になって紙での通知というのはやはり障害をお持ちの方にとりましては、身体障害の方とか紙でも大丈夫な方もいらっしゃると思いますが、中には紙ではちょっと難しいという方もいらっしゃると思います、障害者手帳をお持ちの方、または手帳を持たなくてもサービスを受けられてる方には、相談支援事業所の方で

専門員ということで、いろいろ計画を立てたりとかする方がいらっしゃいます。またはお家族の方、そのような方たちを通じまして、お誕生日の1年前の方でそろそろ65歳になるので、こういう準備をしてくださいとか、あとお誕生日の3カ月前にもご本人様の方にその情報が届くような、そのような周知の仕方をさせていただいているところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

例えば障害者手帳を持ってても、持っていらっしゃる方も障害者の方で、しかしその障害福祉サービスの居宅介護などを受けてない障害者の方たちがいらっしゃいます。そういった方たちは、介護保険制度の要介護認定というのを自ら申告する必要があるのか。それとも役場の方からの要介護認定を受けてくださいというようなお知らせが来るのか、その辺りいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

障害者手帳をお持ちの方に介護の認定を受けてくださいというような通知はうちの方では行っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

とすると障害を持ってても手帳があっても、居宅介護を受けないでいい方は受けなくていい、受けたくない方たちは窓口での申請はないということで理解してよろしいんですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

介護の認定というのが介護保険サービスを受ける上での必要な認定になるかと思いません。障害者のサービスにつきましては、手帳をお持ちでなくても障害者のサービスを受ける調査等ございまして、それで審査がございまして、サービスが受けれるという認定になりましたらサービスを受けるようなところになっておりますので、障害者手帳をお持ちの方が65歳になったので何もサービスを受けてないので、介護の認定を受けなくてもいいということにはならないと思うんですよね。もちろん認定を受けないといけないような状態になられてたりとか、サービスを使いたいと思われる方は障害者手帳をお持ちでなくても、介護保険サービスの方の申請といいますか、それが必要になってくるかとは思いますので、手帳を持つ持たないっていうのは、介護の認定にはちょっと別

立てで考えていただければと思っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

了解いたしました。それで介護保険、要するに優先的に介護保険の方に移行するわけですね。そうなるとこれまで65歳以前に従来受けていた障害者サービスで、例えば車椅子などを購入しましたと。そして利用している車椅子の備品、タイヤとか交換をしたいと。継続して、それが障害者サービスがその部分は利用できると認識してよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

例えば車椅子でございますが、介護保険になりますとレンタルになってまいります。ただ障害をお持ちの方が車椅子を購入されるときは、恐らく自分に合ったオーダーメイドの車椅子を作られる方が多いかと思えます。やはり障害の特性上それでないといけないということが確認できましたらば、それは障害サービスの方で対応はできるかと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

そのところはやっぱり個別に障害を持っていきなりぼんとレンタル、一般のレンタルしなさいって言われても体に合っていない車椅子ってなると、もう全くその動けない、社会生活、日常生活できませんので、その辺りは柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っております。それから次に参ります。本町在住の障害者にとっての相談の窓口であり、拠点である長与障害者団体連絡協議会の存続についてでございます。この長与町障害者団体3団体は、どのような形で認識をされているのかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町障害者団体連絡協議会、団体といいますか長与町も入っております6の団体の方がメンバーになっております。長与町身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、長与町社会福祉協議会、長与町民生委員児童委員推進協議会、長崎自立支援センター、あとは長与町役場、6カ所でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

その中で本日は長与町身体障害者協会の方などを中心にお聞きしますが、手をつなぐ育成会もそうなんです、小さな障害児を抱えた保護者の方たち非常にやっぱりこの先を心配してるわけなんですよ。そしてまた自分たちが亡くなったらどうなるのかって非常に心配をしている。そのあたり同じ身体障害者協会とも福祉協会とも同じようなこの先の悩み相談があるんですが、ここのところで今回言いたいのは、やはりこのような障害者団体の私から見て、もうばらばらに個々人が個々団体が活動をしていることで、何か一体感が全く今ないような状態だと思ってるんですね。それでやはり1つの大きな団体として窓口があって、それからの個別のその障害種別によつての窓口が必要じゃないかなというふうに思うんですね。そうしないと今本町の在住、この長与町に存在している障害者の方たち、なかなかどこに相談したらいいのかわからない。全く見えてこない。見える化を図るべきだと思いますが、その辺りどのようなお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

障害者の方々いろいろな障害がございまして、長与町身体障害者福祉協会につきましては、身体障害をお持ちの方が集まられて協会をつくられているということで存じ上げております。また長与町手をつなぐ育成会につきましては、知的障害の方とか、ご家族の方が団体になられているところで存じ上げているところでございまして、それぞれの障害によってさまざまな悩み、後はさまざまな聞きたい悩みというのがあるかと思しますので、そこは所管といたしましてはそこを統合してどこか1カ所というふうには考えてはおりません。ただ、今回議員の方からもご紹介がありましたように障害者団体連絡協議会、こちらの方が年に1回ふれあい広場の祭典と言いまして、障害者、障害児の方が集まって、後は団体の方が集まって交流をする場でもございますので、そういう場を有効利用をしていただきまして交流をしていただく。同じ障害だけでは分からないことというのやはりあるっていうのは、あるのではないかというふうには思いますので、そういうところを利用していただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

やはり障害者の方たちがやっぱりお互いに交流を図る、情報交換を行うとか、そしてまたこの身体障害者協会におきましても、障害者にとって本当になくなったら困る場なんですよ。そしてここは今、会員の高齢化、そしてまた会長の高齢化によりまして、本当に今後危うい状態でこの先どうやって運営していくのか、どうやってこの協会を守っていくのかというところで、存続が危ぶまれている状況であります。だからこれからその支援というものが需要だと思うんですね。やっぱり町としてこの団体をなくしてはいけない。だからこのやっぱり補助的な支援が必要だと思いますが、今長与町の身体障害

者が2,247人がいます。そしてまた精神障害者307人、難病患者363人、ここは西彼保健所所管であります、精神、難病はですね。そこの670人合わせても2,917人本町にいるわけですよ。その方たちがやっぱり相談の窓口、その方たちにとっての重要な憩いの場、相談の窓口でありますので、協会をなくしたらいけない。これを存続するためにはやっぱり本町としての支援が必要だと思います。この事務局対応をする人たちもまだいません。やっぱりパソコンとかいろんなところを事務全般ですね、活動全般、障害者だけですので、やっぱり一般の方が補助をしていく。そういったところでやっぱり必要かと思いますが、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町身体障害者福祉協会の件だと思いますが、こちらの方、会員数の方が77名いらっしゃるとお伺いをしているところでございます。まずはその77名の方の方でそういうふうな今会長が高齢ということをおっしゃられましたので、そこをいえばサポートするような方がいらっしゃるかどうかというのをまずは考えていただく。そこをさせていただくというのが1つと、後もう1つは福祉に関係するそういうふうな諸団体の所につきましても、長与町の方で事務局をするってところがございませぬので、1カ所だけそこを町がっていうふうなところは考えられないのかなというところでございます。なので、まずは会の中で考えていただいて、どなたかいらっしゃるんじゃないかなとも私どもも思うのでございますが、考えていただきまして、会の中で前向きに検討いただければと思っておりますのでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○9番（安部都議員）

会の中で前向きに検討は十分にされてきてるんですね、今までですね。そしてまた相談をずっと皆さんでしてきて、それでもなかなか対応ができないというところでございますので、そのところの存続をするためには、やっぱりそういった町からの例えば補助金を出していただくとか、事務員の補助金を出していただくとか、そういった支援がやっぱり必要かと思うんです。例えば西海市、対馬市は社会福祉協議会に事務を委託しているとか、松浦市は障害者雇用をして月22万円とか、諫早市は補助を8万円出してるとか、事務員に対応するそういった市が対応してるわけですね。そういった心がやっぱり必要だと思います。再度お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

長与町の方でも町の事務局費

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

町内の時計で15時35分まで休憩いたします。

（休憩 15時21分～15時35分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、松林敏議員の①学童保育について、②町主催の行事における保険についての質問を同時に許します。

5番、松林敏議員。

○5番（松林敏議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。①学童保育について。共働きの家庭やひとり親家庭の方にとって学童保育はとても大切な施設です。また、女性活躍推進も進むに従って入所児童数はますます増加している状況で、今後も増加し続けると思われれます。そこで、以下の質問をします。（1）本町の学童保育の施設の数と入所児童数、また待機児童数の状況はどうか。（2）全国的に学童保育の指導員のなり手不足が問題となっているようですが、本町の取り組みはどうか。（3）今後入所希望者が増えることが予想されますが計画はどうか。（4）高田小学校区には、高田児童館の建物の中にこうだ児童クラブという学童保育があり、現在でも定員オーバーの状態です。また、令和6年度の新1年生のこうだ児童クラブへの入所希望者数がとても多く、全員を受け入れることが困難な状況になるようです。今後の取り組みはどうか。

②町主催の行事における保険について。町はイベントや行事、レクリエーションを開催する時には安全配慮義務があるので、イベント賠償責任保険に加入されていると思いますが、以下についてお尋ねします。（1）どのような行事に、どのような保険に加入されているか。（2）これまでの事故やけがの時の補償内容に、町民の方々が満足されているかどうか、お尋ねします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、本日最後の質問者であります松林議員の質問にお答えをさせていただきます。大きな1番、学童保育について。1点目の本町の学童保育の施設の数と入所児童数、待機児童数の状況についてのお尋ねでございます。町内にある放課後児童クラブは11施設、入所児童数は令和5年5月1日現在、実人数615名、登録児童数は517名となっています。また、待機児童につきましてはゼロでございます。2点目の学童保育の指導員のなり手不足に対する本町の取り組みはいかかなものかというお尋ねでございます。放課後児童クラブの支援員につきましては、それぞれのクラブで採用を行っておりまして、配置につきましてもクラブで対応を行っていただいております。職員

数につきましては、設置基準に基づいて支援員と補助員で運営を行っております。支援員は保育士等の資格を有するなど一定の要件を満たした上で、県が行う研修を修了したものでなければなりません。町内の支援員には必要な研修を修了していない、いわゆるみなし支援員も含まれているため、経過措置を令和7年3月31日まで延長し、支援員の確保を図っているところでございます。3点目の今後入所希望者が増えることが予想されますが、計画はどうなってるのかというお尋ねでございます。町内の放課後児童クラブにつきましては、団地造成等が進む中で増加も予測されますので、住民ニーズを見極めながら量の見込みと確保を的確に進めてまいりたいと思っております。入所希望者の増加する見込みがあるクラブにつきましては、現在協議を行いながら検討しているところでございます。4点目のこうだ児童クラブの令和6年度の新1年生の受け入れが困難な場合の取り組みについてのお尋ねでございます。こうだ児童クラブは2つの支援単位で運営しております。低学年が在籍するクラブの登録児童数は5月1日現在39名、3年生以上が在籍するクラブの登録児童数は34名となっています。さらに、利用日数に応じた登録児童数を定員の管理に用いているため、実人数は登録児童数より多く、曜日によっては混雑する日もある状況でございます。令和6年度の対応は、クラブにおきまして利用日数に応じた登録児童数の管理を行っていただくことと、町としましては児童館の利用を促すことで対応をしたいと考えています。さらに今後の対応につきましては、児童館の利用の在り方、こういったものも含め検討を進めていきたいと考えております。

続きまして大きな2番目、町主催の行事における保険についてのご質問でございます。1点目の行事についてどのような保険に加入しているのかということでございます。本町におきましては、賠償責任保険や補償保険など複数の保険により構成されております。全国町村会総合賠償補償保険制度に加入しております。これは、町が所有、管理する公共施設の瑕疵や業務遂行上の過失に起因して、法律上の損害賠償責任が生じた場合の損害などに対しまして、保険金が支払われる総合的な制度でございます。町が行う各種行事におきましては、今申し上げたような法律上の損害賠償責任が生じた場合には、賠償責任保険が適用されることとなっております。その賠償金は通常は被害者との間で示談により決めた額となりますが、裁判による場合はその判決額となるものでございます。その他のメニューとして補償保険があり、町が行う各種行事へ参加している住民が被った急激かつ偶然な外来の事故につきまして、町における法律上の賠償責任の有無に関わらず、町が被災者に支払う補償金に対して保険金を支払う制度となっております。本町では、当該保険制度で用意された契約プランのうち、最も補償内容が充実したものに加入しているところでございます。2点目のこれまでの事故やけがの保険内容についてのご質問でございます。個々の案件につきましては満足度は把握しておりません。けれども、各大会、イベント等で起きた事故やけがの対応につきましては、町で加入しております全国町村会総合賠償補償保険制度をはじめ、それぞれの大会要項等で定められた保

険等を適用し、それぞれの保険に応じた補償内容と保険料算出により、差異なく対応している状況でございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

それでは再質問に移ります。まずは前段として岸田内閣の異次元の少子化対策の3本柱の中の1つに、学童保育や病児保育、産後ケアなどの支援拡充があります。今後の計画として、学童保育の受け入れ人数を122万人から150万人まで拡大する計画や、常勤職員の配置も改善していくとされていて期待するところではありますが、いつになるか分からない状況です。また本年10月には、埼玉県議会では罰則規定は取り下げられたものの、児童に留守番をさせるということは子どもを放置するということで、育児放棄、児童虐待と見なされるようです。そういった意味でも、学童保育の充実は女性が安心して働くためにとても大切な事業であると思います。そこで本町の学童保育事業の現在の状況と今後について質問したいと思います。（1）女性活躍推進や新型コロナウイルスの5類以降で、共働き夫婦が増え学童保育利用希望者はますます増えていくものと思われま。現在の町内の11施設、12支援団体の定員の合計は、自分が町のホームページの情報を調べたところ503名だと思われま。先ほど町長からは登録人数517名ということで、ちょっともう既にオーバーしているのかなと思っています。待機児童が出てもおかしくない、一応出てもおかしくない状況だと思うんですけども、例えば年度の途中とかで転校生とかが来られた場合とか、急に共働きになった夫婦が預けたいとなった時のために、やっぱりある程度の余裕を持つておく必要があると思われま。が、その辺の考え方を教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

宮司こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

実際に登録されている人数っていうのは、登録人数と実人数というのには差がありまして、週に6日利用される方もいれば、週に1日しか利用されないという方もいらっしゃいますので、実人数と登録人数と定員を管理する上で利用する数というのには差があります。で、今長与町内の学童保育の方で、かなり定員に達している所が多いというのが現状でございます。で、転校であったりとか、そういった場合に一応学童の方に話をされて、利用ができますかっていうようなことでのお尋ねがあった上で利用につながっているご家庭もあれば、児童館の方を利用してっていうことで学童の利用につながっていないご家庭というのも一定いるというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

普段は学童保育を利用していない児童でも午前中だけのパート勤務の保護者の方などがいて、夏休みなどの長期休暇だけ学童保育を利用したいと、学童保育の利用を希望される保護者がいるようですが、本町での取り組みを教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

基本的に長期休暇のみの学童の利用っていうのは実際に行っているところというのが3つしかございません。ですから、パートで長期休暇のみっていう場合、そういう所にご自身で話をされるということをお願いしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

3つの所が長期休暇だけの利用を受け入れてくれているということなんですけども、この件は（4）の方でまた質問させていただきたいと思います。それで、あと長崎市内の小学校に通う児童は町内の学童保育施設の利用は可能なのか。また、長崎市の小学校に通う児童は長崎市のその小学校近辺の学童保育は利用できるのか、お教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

学童クラブで運用が違いますので、実際に受け入れができる学童も一定あります。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

何か自分はもう長与町の児童は長崎市の学童保育は利用できないものと思ってちょっと考えていたので、できる所もあるということですね。例えば附属小に通っている児童は、長与町の児童は、例えば附属小近辺の学童保育を利用できる所もあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

長与町の学童のことを申し上げましたので、長崎市内の学童保育につきましては、申し訳ございません、ちょっと実際に利用できるのかどうかというのは私の方が知り得ておりません。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

ちょっと言いたかったのはですね、児童にとっては通っている小学校の近くの学童保育施設の利用の方が、移動も少なく友達もいるので望ましいのかなと自分は思うんですけども、長崎市の学童保育を長与町の児童でも利用できるよう長崎市との協議を行う考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

学童保育の運営というのが事業所が運営を行うことになっておりますので、町としてそういうふうなお願いってというのはできるのかもしれないですけども、基本は事業所の方が受け入れを行うかっていうところになると思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

了解しました。それでは（2）に移ります。ちょっと自分の調べたところによると、学童保育の指導員の処遇改善として放課後児童支援等処遇改善事業というものと、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業という2つの事業があるみたいなんですけど、本町での取り組みはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

本町でもどちらの事業も実施しております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

この2つが今多分国の中での処遇改善の事業だと思うんですけども、この2つともを実施している市町村が全国の2割程度にとどまっているということなので、本町でこの両方の事業を実施していることは率直にありがたいことだと職員の皆さまに感謝を申し上げます。また今後も異次元の少子化対策の中でさまざまな補助事業が実施されると思われるので、積極的に取り組んでいただくことを期待したいと思います。今何か今後処遇改善案について、他に何か予定するものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

処遇改善ということで考えているのは、やはり支援員の質を上げて子どもたちに質の良い学童保育になるように、そういう環境を整えていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

では（3）に移ります。女性活躍推進によって共働き夫婦が増えているので、学童保育の入所希望者数も年々増えていると思いますが、今後の推移をどのように捉えて推測されておられるのかお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

学童保育の量の確保につきましては、第2次子ども・子育て支援事業計画という中で、量の確保と今後の方向性というのを定めております。今年度第3期の長与町子ども・子育て支援事業計画というものの策定の準備に入りますので、令和7年度からの5年間の量の見込みというのを行っていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

共働き夫婦の子どもが小学校就学時に起こる問題、いわゆる小1の壁の解消のために、新1年生の学童保育利用の希望者については断ることはないと思うんですけども、学童保育が定員オーバーになるときは児童館を利用してもらおうという話だったと思うんですけども、学童保育と児童館利用の違いについてちょっと説明をお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

基本的に学童というのは本来0歳から18歳までの子どもたちっていうのが自由に来て遊びをする場所っていうことになります。ただ、今児童館の方っていうのはやはり保護者の方が帰りがけどこに行ったか分からないということがないように、一応一度家に帰ってから児童館の方に遊びに来てくださいということを促しております。で、学童保育っていうのは放課後家の方で子どもたちを見ることができない子どもたちの放課後の居場所っていうことで学童保育を行っておりますので、学校からそのまま学童保育を利用することができるというところに児童館と学童保育の違いがあると思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

あと何かおやつが出るとか出ないとか、何かこう夏休みの利用とかがちょっと違ってくるのかなと自分は思っていて、児童館がやっぱりある程度スペースも狭いとかあって学童保育の方が絶対いいとかいう人が多かったら、やっぱり定員オーバーになると思うんですね。そういったときの対応、実際どういうふうな対応をされているのかお

教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

児童館も町内5カ所、小学校区に1つずつございます。これは県下の中でも児童館がこれだけ整っているという所は時津町と長与町だけなんですね、小学校区に1つずつあるっていう所がですね。で、児童館も広さも広い所もございますし、高田のことを議員がおっしゃっていらっしゃるのかなと思うんですけども、高田の児童館につきましては学童保育に児童館の部分、2階の部分をお貸ししているというところで、児童館の専有面積っていうのが狭くなっておりませんが、その中でも児童館の厚生員の先生方が、遊びに来られた方たちに楽しく過ごしていただけるような工夫をしながら運営を行っております。で、そういうことで、今のところ待機児童というのはゼロというところで維持しているところでございまして、一定学童を利用されていない方は児童館を利用しているっていうふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

児童館の状況については、また（4）の中でも質問していきたいと思いますので、（4）に移りたいと思います。現在高田小学校校区には、こうだ児童クラブという学童保育が児童館の施設内に支援団体が2つ、それぞれ定員40名、合わせて定員80名ということで運営されています。今現在の利用者の人数は98名で登録人数も定員ぎりぎり聞いています。それに加え、高田小学校は高田南土地区画整理事業の推進が進むに従って、児童数の増加が予想されています。また、女性活躍推進や新型コロナウイルスの5類移行によって、恐らくこれから数年は学童保育を辞める人より入所希望者の数が上回る状況が続くと思われます。令和6年度の新1年生の入所希望者のアンケートによると希望者数がとても多く、登録人数が20名程度オーバーするのではないかと聞いています。また高田小学校の生徒が、こうだ児童クラブ以外の町内の学童施設を利用することっていうのは地理的に難しいので、こうだ児童クラブは本当に逼迫している状況だと言えます。またこうだ児童クラブは週の利用登録日数によって保育料の設定に取り組んでいます。これはどういうことかという、学童保育の週1、週2、週3、週4、週5の利用実態に応じて保育料を設定して、児童1人1人の学童保育の利用の制限を促すことで、何とか定員ぎりぎりの運営がなされている状態です。もう打つ手は全て打たれている状態なのかなと思います。もう待ったなしの状態です。高田小学校校区の学童保育施設について何らかの対策が必要だと思いますが、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

高田の学童クラブの運営につきましては、本当に利用される児童が多い中、工夫をされて運営していただいていることにとても感謝しております。で、来年度のアンケートを実際にとっていただいて、利用を希望される方がやはり一定いらっしゃる、受け入れが難しいのではないかということでこちらの方にもそういうふうな話はあっております。で、やはり学童保育につきましては、なかなか場所であるとか、今後の利用人数というのもある、なかなかこう急に場所を変えたりであるとか、どこか新しい事業所を立ち上げていただくとか、そういうこともこちらの方も水面下では動いておりますが、なかなか急に来年度から劇的に変わるとかそういうことは難しい状況でございます。ですから、来年度につきましては今までどおり一定の精査をしていただく中で、学童の利用の人数っていうのを絞っていただくっていうのを、今までもしていただいたように週の利用日数を少なくしていただくとか、そういうところで利用を促していただきたいと思っております。そして、長期休暇とかそういうどうしても難しいところは他の公共施設等の利用も含めて検討を進めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

水面下で動いてもらっているということを知ってちょっと安心しているんですけども、ちょっとその前に児童館の話をしたいと思うんですけども、こうだ児童クラブは現在高田児童館の中で運営されています。もともとこの建物全体は高田児童館だけのためのものであります。平成7年にこうだ児童クラブが児童館内で児童館の厚生員によって運営されるようになって、平成9年に本町の委託事業として保護者運営となって、専任の指導員の下運営されるようになりました。そしてこうだ児童クラブの利用者が増えていくことで、現在は建物の2階部分全てをこうだ児童クラブ、学童ですね、が利用していて、高田児童館は児童館としてのスペースは2階よりもかなり狭い1階部分で運営されており、なおかつ子育て支援センターとしての場も担うことになってしまっていて、未就学児の利用の推進も行われている状況です。本来児童館は未就学児から18歳までの方が誰でも17時まで利用できる公共の場所とされていますが、正直言ってスペースが足りないことからその機能をちょっと全うできていると思えないのですが、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

高田の児童館につきましては、乳幼児の支援センターの部分の利用を講座に特化した形で現在運用を行っております。で、また小学生部分につきましては、児童館っていうことで毎日利用していただいているという状況なんですけれども、児童館としても狭い

場所ですけれども工夫をしながら、高田小学校区の小学生たちが利用しやすいように、利用して楽しいと思っただけのような児童館になるように工夫をして活用しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

児童館の中に学童保育が入っている所が高田の児童館以外にもありますので、そちらも含めて現在の状況をよく把握していただいて対応していただきたいと思います。ここで1つ確認しておきたいのですが、現在の健康センターが新図書館と併設の複合施設に移転した後を学童保育施設にという意見が過去にあったと思いますが、あそこは耐震工事も行われていない古い建物、なおかつ長与町公共施設個別施設計画では、2030年の更新が見込まれていることから学童保育施設としての利用は不向きと考えますが、考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

宮崎住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮崎伸之君）

今議員がおっしゃったとおり、耐震化の問題も含めまして長与町におけます子育て支援に関する公共施設等の使用については、全て100%そういう安全面に対して対策を取っている施設を使用させていただいている状況がございますので、現時点でふれあいセンター等の検討というのは所管の方では考えていない状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

そういうことですね。あと数年待てば健康センターのスペースに引っ越しできるとかそういうことでないのであれば、今の状況を我慢する必要はなくて、今すぐにでも新しい学童保育施設の建設について、水面下で動いてもらっているということなので検討していただきたいと思います。令和6年度開始ということは難しいと思いますけども、遅くとも令和7年度当初から利用できる体制を作っていただきたいと思います。それで、学童保育施設不足の解消としてちょっと幾つか案があるんですけども、第1には国が推し進めていることでもあるのですが、全国の5割以上の学童保育がこれに当たるのですが、小学校の空き教室の利用ですね。これが全国では5割以上が利用されているということです。高田小学校では高田南土地地区画整理事業の完成に従って、児童数の増加が見込まれているため難しいというふうに聞いています。しかしながら一歩隣町の時津町を見てみると、空き教室ではなくて学校敷地内に学童保育のための建物を新築されているようです。高田小学校の建物、校舎の裏にもそれなりのスペースがあるようにも思われるので、ぜひとも検討できないかお願いしたいと思います。また他の案としては、高田

保育所の方で学童保育の方も何か事業として開始できないか。また高田小学校近くの町有地、例えば消防第6分団の格納庫の下の県道沿いの土地に新設いただければ、ふれあいセンターの駐車場も利用できることから望ましいのかなと考えます。水面下で動いているってということだったけども、どのように進めているのかできる範囲で説明していただけたらありがたいです。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

なかなか、はっきり決まっているわけではないことにつきまして、こういう議会の場で述べるというのが難しいところがございます。ただ学童の場所の確保、あと安心して保護者の方たちが働けるようにってことを第一に考えまして、配置も含めて検討させていただきたいと思っておりますので、令和7年度をめどに一定の方向性を示させていただきたいというふうには考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

了解しました。7年度開始ということだけ聞いただけでもありがたいと思っています。高田地区で長期休暇の時だけの利用希望の保護者がいると。で町内に3カ所そういうことができる施設があるらしいんですけども、高田小学校校区の児童でもその3つの施設を利用できるのかどうか教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらにつきましても、それぞれの学童保育の方で一定の条件であるとか受け入れにつきましても、それぞれ学童の方で確認していただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

逆に言えば町の方で校区によって制限がないということで理解したいと思います。では大きな1問目の最後に、ちょっと学童保育ではありませんが育児支援という大きなくくりでお話しさせていただきますが。とあるSNS上に本町に引っ越してこられた保護者の方がファミリーサポートや児童館の利用に不安があると投稿されていました。またその方は夏休み中に子どもの面倒見なくてはいけないということで、仕事を休まなくてはいけないと考えたようです。ファミリーサポートの協力会員や児童館の厚生員は一生懸命に育児支援に取り組んでいただいている中で、利用もされていない方がこのような悪いイメージを持たれるのは残念でなりません。出産時から本町で育児をしてこられた

保護者の方は、本町の育児支援を理解していただく機会はたくさんあると思いますけども、転入されて来られた保護者の方は、本町の育児支援について理解していただくことが何かうまいことってないのかなと思います。そこで、働くお母さんのためにも安心して本町の育児サービスを利用してもらうよう、例えばファミリーサポートの協力会員さんや児童館の厚生員、学童保育の指導員などの、顔が分かるようなより深く本町の育児支援を理解していただけるようなパンフレットを作成するなどの周知の取り組みが必要なのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

子育てに特化した情報誌ということで「大きくなーれ！」という冊子を作成して、転入時とかいった場合には自由にお渡ししているところがございます。また広報等でも子育てガイドということで4ページから6ページぐらいのページを頂いて、子育てについての情報を発信しているところがございます。またホームページ等も活用させていただいて、QRコードとかいったもので簡単に情報を取れるようにってことで情報を発信しております。今後も、長与町の子育てについては情報を発信し続けて、転入して来られた方が不安なく子育てができるような状況を作っていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

「大きくなーれ！」やホームページの取り組みは知っているところではございましたが、今後とも頑張っていただきたいと思います。最後に、こども政策課の職員をはじめ本町の育児支援に関係している方々が本当残業も多くて、一生懸命頑張っているものと十分に理解しています。今後ともよろしく願いして、大きな2番目の質問に移りたいと思います。

2番目の質問を考える前まで私は一住民として思っていたのは、役場主催の行事は公的なものだから当然けがなどの傷害保険は補償のいいものに入っているものと思っておりました。また多くの町民は私と同じような考えであると思います。ここで、私の知り合いがけがした時の話をしますが、ちょっと皆さんに今町で入られている全国町村会総合賠償補償保険制度で幾ら支払われることになったかを想像しながら聞いていただきたいと思います。今年の町民ソフトボール大会で私の知り合いがアキレス腱を断裂し、救急車で搬送され、当日は手術ができないということで2日後に手術をして、5日間入院したと。そういった時に町が加入している全国町村会総合賠償補償保険制度から幾ら支払われるかっていうのを想像していただきたいのですが、一般的にアキレス腱断裂の治療にかかる費用として、手術、入院、通院、装具で15万円程度かかるようです、上限は

あるんですけどもね。先ほど皆さんに想像していただいたと思うんですけども、答えを申し上げますと、全国町村会の保険制度では5日までの入院ということで2万円支払われることになったそうです。手術代や通院、装具代は考慮されていません。この方は自治会での保険も併用していただけたそうですが、そちらは入院が1日3,000円、5日で1万5,000円、あと通院が1日当たり2,000円支払われるそうです。恐らく多くの方が少ないと感じたと思います。この方はアキレス腱断裂という痛い思いをして5日間病院に入院をし、車も1カ月以上運転できなくなり、通院もタクシー利用で2,000円ではとても間に合わない。しかも個人事業主であったため、車を運転ができないことで仕事に大きく影響を受けたそうで、私が話を聞いた中で、直接聞いたわけではないんですけども数十万円の被害があったと思われます。通告書の中にも書きましたが、町が行う行事については安全配慮義務というものがあると思います。傷害保険、賠償保険に入らなくてはならないということで、先ほどの保険だと思えるんですけども、あまりにも補償内容が低いと思われます。これを見直す考えはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今回の町民ソフトボールという形でお答えしたいと思っております。どうしてもスポーツ系のイベント、これらを行った場合に保険対応ということが多いかと思っております。それでも、例えば手術代を無制限に出すとか、休業補償を出すところといった部分を考えると、良い条件にするとどうしても保険代というのは高額になってきます。この前の町民ソフトボールで、出場規模でいうと800人から登録を考えると1,000人近く。もし、今回ちょっと雨で流れたんですが、町民体育祭ですね、これだと2,000人から3,000人規模の大会になります。その額、例えばその補償を上げて2,000人、3,000人となると、なかなか保険代も高額になると思いますので、今現在、全国町村会総合賠償保険という形で加入しておりますが、このスポット的な保険というのは今後検討はしていきたいと思っております。ただし、全て何でもオーケーのような保険というのはなかなか加入することは難しいかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

ちょっと検討していただけるということなので、もう少し話をしたいんですけども、ソフトボールに参加している方は世帯主の方が多いと思われます。例えば建設業の職人の方がけがをした場合、恐らく2カ月程度は仕事ができなくなります。収入がなくなるので家族にも大きな迷惑がかかります。また仕事先の相手にも迷惑をかけることとなります。こういった方を今の補償制度では、私はとてもソフトボールに誘うことは自分ではできません。個人的な考えですけども、まず仕事を休むことでの補償はできないかも

しれないけども、少なくとも医療費は全額補償して、できるならばお見舞金が幾らか出る程度の補償内容は最低でも必要じゃないかと思います。1日だけのスポット保険というのが、自治労のレクリエーション共済というのと、あと民間の保険会社でもイベント賠償責任保険などがあるようです。町の行事の中でもけがをする確率が高いソフトボール大会や運動会、ウォーキングイベント、けがが起こる可能性が高いものだけでも今の保険制度に上乘せして、スポット保険利用する考えは、一応検討していただいているということなのでこれ以上は言わないんですけども。あと予算がないからできないというのはちょっとおかしいと自分は思いました、保険に関してはやっぱり町民の方々が安心して町の行事に参加していただくためにも、しっかりと予算を取って今よりも補償内容を充実する必要があると思います。どの程度前向きに考えてもらっているかは分かりませんが、何か考えがあればちょっと教えていただきたいんですけども。具体的に何かあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

保険の種類につきまして私もちょっと長けていないんですが。その辺は保険会社といろいろ話を詰めさせていただきたい部分があるかと思っています。ただ、何でも入れるとかいけるという部分っていうのはまだ難しいかと思っておりますし、通常のボランティア保険というものも存在しております。そういった形でのスポットというもの、検討の一つとは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

今後ですね、この上乘せ、スポット保険とかも検討していただけるのかもしれないですけどどの程度かもよく分からないので、やっぱりある程度補償が欲しいと思う町民の方が多いと思うんですね。だから、長与町では、例えばけがしたらこのぐらい出ますよとか、ソフトボールイベントとかですね。そういうのをやっぱりこう正直言って、公表して、例えば自治会単位で上乘せして入っていただくとか、そういったことも検討していただかなくちゃいけないのかなと思うんですけども。保険料を参加していただく皆さんに負担していただくということですね。そういうことで自治会などをお願いして、自治会ごとに必要な行事にスポット保険に入っていただくようお願いするとか、そういうこともあってもいいのかなと思うんですけども、その辺の考えをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今現在、自治会自体も自治会の総合的な保険に入ってるかと思っています。その中で、プ

ラスしてスポット保険というのを町からお願いという形ではなかなか難しいと思っておりますが、こういった形でこういった保険もありますよというのを紹介することは可能だとは考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○5番（松林敏議員）

運動会やソフトボール大会に町民の人が安心して参加できるような仕組みを作っていただくようお願いして、質問を終わりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 16時24分）